
2022(令和4)年度

社会科学研究科 要覧

山梨学院大学大学院

社会科学研究科公共政策専攻修士課程

社会科学研究科 要覽

山梨学院大学大学院

社会科学研究科公共政策専攻修士課程

目 次

学事暦

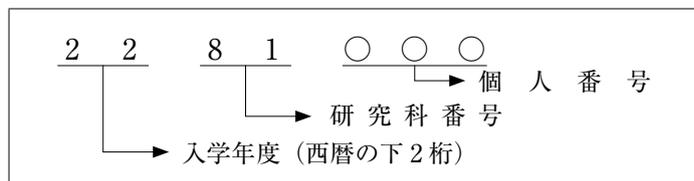
I. 受講の基礎知識	5
1. 基礎的な事項	7
学籍番号	7
大学院生証	7
授業時間と時限	7
単位の修得	7
成績評価	7
履修方法	8
窓口受付時間	8
連絡、伝達、公示等	8
休日及び夜間の大学院棟の利用	8
2. 修士論文	9
審査基準	9
提出資格	9
提出内容	9
提出方法（事前提出書類を含む）	9
研究計画発表会	11
最終試験	11
修士論文提出フロー	12
修士論文の体裁	13
様式集	15
修士論文テーマ一覧	23
II. 講義要項	29
2022年度 授業科目と担当者	31
2022年度 時間割表＜社会科学研究科公共政策専攻修士課程＞	32
III. 学則及び諸規程（規則）	33
山梨学院大学大学院学則	35
山梨学院大学学位規則	44
山梨学院大学大学院社会科学研究科履修規程	49
山梨学院大学大学院社会科学研究科における修士論文に関する規程	51
山梨学院大学授業に関する規程	53
その他の規程	55
キャンパスマップ	73

I. 受講の基礎知識

1. 基礎的な事項

学籍番号

入学時に学籍番号が付与されます。この番号は大学院修了まで用いる、大学院生番号となります。試験や各種届け出の際など、学内のすべての事務処理は、この学籍番号によっておこなわれます。



大学院生証

大学院生証は、本大学院の院生であることを証明する身分証明になります。常に携帯し、破損や紛失しないように注意してください。なお、大学院生証の有効期限は、入学時より2カ年となっています。

- ① 交付
入学時に交付します
- ② 再交付
大学院生証を破損、紛失したときは、再交付を受けてください。再交付の手続きは、学生センター（キャンパスセンター2階）にて、手数料（1,000円）を添えて申請してください。
- ③ 返還
大学院生証は、大学院修了時または退学などにより大学院生の身分がなくなると同時に、その効力を失いますので、これらの場合は、直ちに返還してください。

授業時間と時限

大学院では、大学学部の時限の5時限、6時限、7時限にて授業をおこないます。それぞれの授業時間は以下の通りです。

5 時 限	6 時 限	7 時 限
16：20～17：50	18：00～19：30	19：40～21：10

単位の修得

単位の修得の認定は、筆記試験、口述試験、研究報告等により、当該授業担当教員がおこないます。

成績評価

各授業科目の評価は、「S」「A」「B」「C」「D」の5段階でおこなわれ、「S」「A」「B」「C」を合格とします。評価の基準は以下の通りです。

S	秀	特に優れたもの
A	優	優れたもの
B	良	基本的な事項をよく理解したもの
C	可	基本事項を理解したもの
D	不可	不合格

履修方法

履修する科目の選択については、計画的な学修が円滑に進められるように、演習担当教員とよく相談して、科目選択の指示を受けてください。履修する授業科目については、所定の方法により、前期登録分、後期登録分とも、それぞれ学事暦に示す期間内に登録してください。登録していない授業科目については、履修することはできません。なお、通年科目については、前期に登録をおこなってください。

窓口受付時間

窓口	場所	受付時間
教務課 (大学院事務室)	新9号館1階	9:00~17:00
学生センター	キャンパスセンター2階	9:00~17:00
保健管理室	キャンパスセンター2階	9:00~17:00
就職・キャリアセンター	40号館1階	9:00~17:00
国際交流センター	キャンパスセンター3階	9:00~17:00
総合図書館	33号館	9:00~20:00

連絡、伝達、公示等

大学からの連絡、伝達、公示等は、すべて学生ポータルシステムにておこないます。

休日及び夜間の大学院棟の利用

大学院棟1階の大学院生研究室は、原則として24時間利用できるものとしませんが、施設都合等により利用できない場合もありますので、事前の連絡を確認してください。休日及び夜間（21時から8時の間）は、事前に貸与した「セコムカード」を入口左側のカードリーダーに差込むことにより、自動ドアが開放されます。なお、休日及び夜間の利用については、下記を留意してください。

- ① 一般的な施設利用方法を遵守してください。
- ② 利用できるのは「セコムカード」を貸与された本学大学院生に限ります。
- ③ 入退出時には、自動ドアが閉まるまでの間に、第3者が侵入しないように注意してください。
- ④ 「セコムカード」を紛失、破損した場合は、実費弁済となりますので、大学院事務室に届出てください。
- ⑤ 退出時は、利用した照明、冷暖房、機器等の電源をすべて切ってください。

2. 修士論文

審査基準

修士課程を修了するためには、必ず修士論文の合格が必要になります。大学院社会科学研究科のディプロマ・ポリシーを踏まえて、以下の各号に掲げる審査基準を満たすものを合格とします。

- ① 問題意識及び課題設定の適切性 問題意識が明確で、課題設定が適切であること。
- ② 先行研究の検討及び課題の明確性 先行研究が検討され、研究史上の関連が明確であること。
- ③ 論理の一貫性、説得性及び一定の独自性 論理展開に一貫性があり、記述内容が説得的であること。併せて一定の独自性が認められること。
- ④ 基本文献の利用及び情報収集の適切性 基本文献が渉猟され、情報収集の内容が適切であること。
- ⑤ 論文としての構成及び形式の充足性 章別構成・引用・注記等につき論文としての構成及び形式が満たされていること。

提出資格

修士論文を提出できる場合は、修士課程に1年以上在籍し、選択した演習の担当教員を指導教員として、必要な研究指導を受けた場合に限ります。

提出内容

修士論文の提出については、以下の要領に従っておこなってください。

- ① 提出の締め切りは学事暦で定められた期日とする。
- ② 論文の分量は、3万字以上を原則として、指導教員の指示に従うこと。
- ③ 提出の際には、正本1部、副本2部の計3部とし、所定のファイルに綴じこんで提出すること。
- ④ 提出された修士論文は返却しないため、各自で必ず控えを用意すること。
- ⑤ 修士論文の提出までには、次項に掲げる事前提出書類を期日までに提出しなければならない。事前提出書類が未提出の場合、修士論文の提出は一切認めない。

提出方法（事前提出書類を含む）

修士論文の作成については、必ず指導教員の指導に従い、以下に記載する書類を期日までに提出してください。

① 修士論文構想

提出年次	1年次		
内 容	現在の修士論文のテーマと内容についての構想。提出後のテーマや内容の変更も可。		
様 式	様式1号（論文構想）		
分 量	A4用紙 1ページ以内		
提出期日	3月修了	10月第1週(水)まで	2022は10月5日(水)
	9月修了	4月第2週(水)まで	2022は4月13日(水)

② 研究計画書

提出年次	2年次		
内 容	修士論文のテーマ、研究の目的、背景、方法等を記載した研究計画。研究計画発表会のレジュメとして使用。		
様 式	様式2号（研究計画書）		
分 量	A4用紙 2ページ以内		
提出期日	3月修了	6月第1週(水)まで	2022は6月1日(水)
	9月修了	12月第1週(水)まで	2022は12月7日(水)

③ 細目次及び主要文献目録

提出年次	2年次		
内 容	研究計画書に沿った論文の細目次と、修士論文執筆に参照する主要文献目録。		
様 式	様式3号（細目次及び主要文献目録）		
分 量	A4用紙 細目次：2ページ以内 主要文献目録：3ページ内		
提出期日	3月修了	10月第1週(水)まで	2022は10月5日(水)
	9月修了	4月第2週(水)まで	2022は4月13日(水)

④ 修士論文（原稿）

提出年次	2年次		
内 容	修士論文の原稿。表紙、目次、本文により構成。		
様 式	中表紙：題名、学籍番号、氏名、主査、副査を記載。様式は任意 目次及び本文：A4縦／横書き／文字サイズ10.5～13ポイント ／26字～32字×30行 添付書類：様式4号（修士論文（原稿）提出票）		
分 量	A4用紙 表紙：1ページ以内 目次：任意 本文：3万字以上		
提出期日	3月修了	11月第2週(水)まで	2022は11月9日(水)
	9月修了	6月第1週(水)まで	2022は6月1日(水)

⑤ 修士論文（最終稿）及び要旨

提出年次	2年次		
内 容	修士論文の最終稿。最終試験に使用。		
様 式	中表紙：題名、学籍番号、氏名、主査、副査を記載。様式は任意 目次及び本文：A4縦／横書き／文字サイズ10.5～13ポイント ／26字～32字×30行 要旨：様式5号（修士論文要旨） 添付書類：要旨：様式5号（修士論文要旨）		
分 量	A4用紙 表紙：1ページ以内 目次：任意 本文：3万字以上 部数：正本1部、副本2部の3部		
提出期日	3月修了	1月第2週(水)まで	2023は1月11日(水)
	9月修了	8月第1週(水)まで	2022は8月3日(水)

研究計画発表会

提出された研究計画書（前述の②）に基づき、大学院全学生、大学院全教員が参加する研究計画発表会を開催します。対象となる学生は、自身の研究計画についてレジュメ等を用いて発表します。

<内容> 発表時間10分、質疑応答10分

<実施日> 3月修了 6月第2週(土)まで 2022は6月11日(土)
9月修了 12月第2週(水)まで 2022は12月14日(水)

最終試験

提出された修士論文（前述の④）に基づき、主査（指導教員）1名と、副査（関連する授業担当教員）2名により、事前の論文審査を踏まえた口述試験をおこないます。

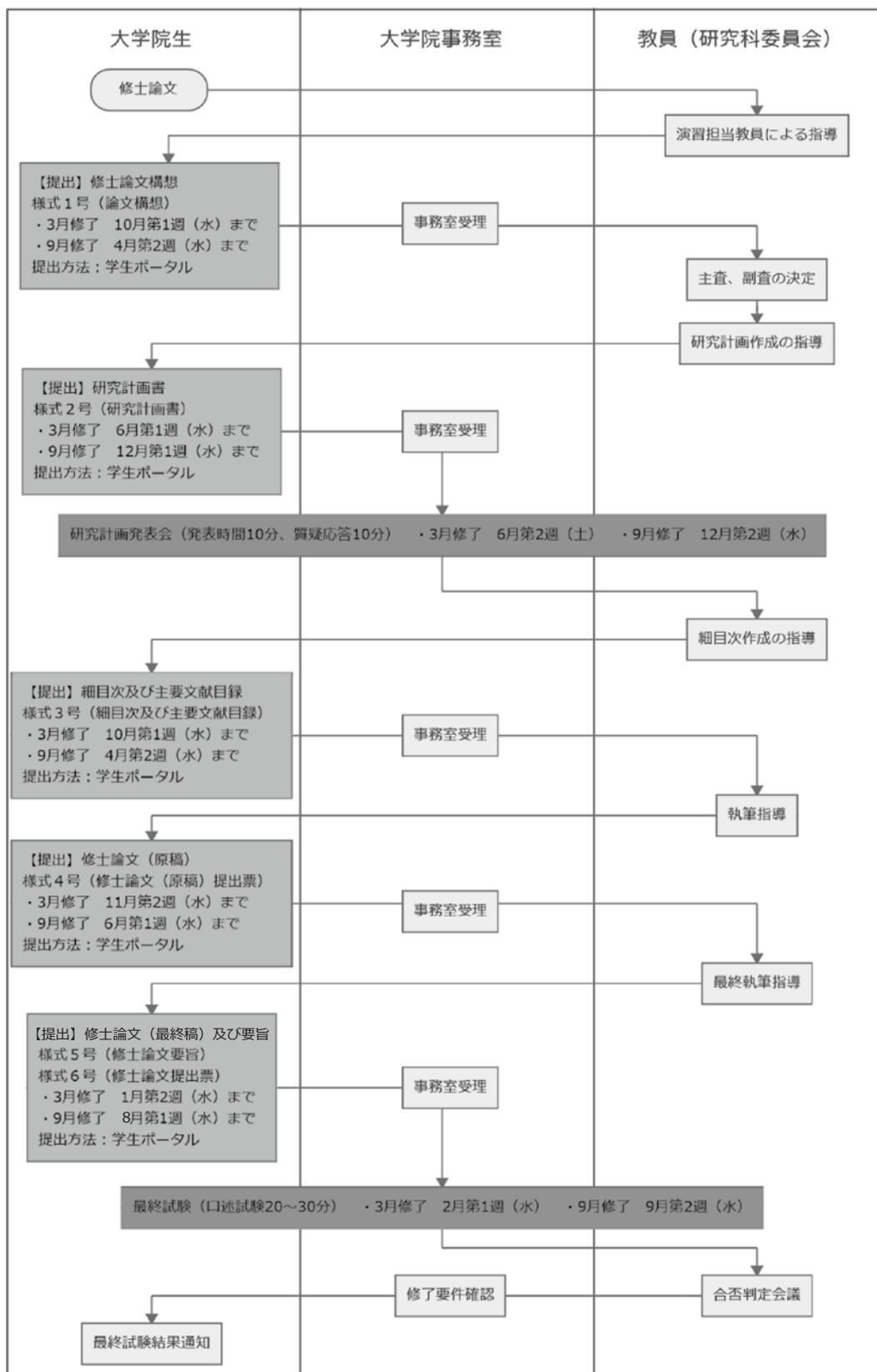
<内容> 口述試験20～30分

<実施日> 3月修了 2月第1週(水)まで 2023は2月1日(水)
9月修了 9月第2週(水)まで 2022は9月7日(水)

<評価基準>

- ① 研究の問題意識及び課題設定の内容について適切に説明することができる。
- ② 先行研究の検討及び課題を明確に説明することができる。
- ③ 研究内容について論理的かつ説得的に説明することができる。
- ④ 関連する研究分野に関する基礎的な学識を有し、併せて新たな情報収集において適切性がみられる。
- ⑤ 当該研究分野における専門的な学識を有している。

修士論文提出フロー



修士論文の体裁

I. 用紙・書式等

- ① 修士論文はコンピューターのワープロソフトにより作成し、プリンターによる出力を原則とする。
- ② 書式は以下を原則とする。
 - ・用紙サイズ：A4判
 - ・スタイル：用紙縦長に横書き
 - ・文字サイズ：10.5～13ポイント
 - ・文字数：26～32字×30行ただし、論文の審査時に審査委員が読みやすい形式であれば、指導教員と相談のうえ、書式を変更しても構わない。
- ③ 用紙に印刷する際は片面（表面）のみとし、用紙の両面印刷はおこなわない。なお、図表等を見開きとしたい場合は、A3判に出力し、袋とじ（用紙中央を山折り）にして提出する。
- ④ 中表紙をつけて、題名、学籍番号、氏名、主査、副査を記載する。なお、様式は任意とする。
- ⑤ 本文の各ページにページ数を明記する。

II. 項目の表記・区分

項目の表記・区分については、次表を標準とする。

項目	表記・区分	表記の例	備考
大項目	章	第一章、第二章、第三章…	
中項目	節	第一節、第二節、第三節…	
小項目	項	(1)、(2)、(3)…	
細目等	任意	①、②、③… i、ii、iii…	細目の位置づけが判断可能であれば方法は問わない。

III. 目次・本文の具体的な記入例

① 目次

第一章 序論	1
第二章 ○○理論が政策に与える影響	6
第一節 わが国の政策展開	10
(1) 戦前の政策	10
(2) 戦後の政策	13
(3) 今後の政策展開	16
第二節 諸外国の政策展開	19

② 本文

第二章 ○○理論が政策に与える影響

 第一節 わが国の政策展開

 (1) 戦前の政策

 わが国における○○理論の△△政策への展開が、戦前と戦後にて大きく様相が異なっているという実態は、既に□□◆◆にて指摘されている通りである。特に、…

IV. 注記

- ① 文献の出典、言葉の意味、本文の補足、情報の追記等をおこなう場合は、本文のほかに別途注記を設ける。
- ② 注記は、本文全体や章の末に一括して設ける後注や、本文中の注と同じページの下部に設ける脚注があるが、いずれの方法でも構わない。
- ③ 出典は正確に記載する。なお、表記方法は概ね以下の例示の通りとなる。
 - イ) 単著図書 執筆者名『書名』(出版社名、発行年) ページ
 - ロ) 共著図書 執筆者名「論文名」編者名『書名』(出版社名、発行年) ページ
 - ハ) 学術論文 執筆者名「論文名」雑誌名(発行年) ページ

様式1号（論文構想）

提出日	
学籍番号	
氏名	
主査	

修士論文構想

1. 修士論文のテーマ
2. 論文の内容
3. 研究の方法
4. 論文の構成
5. 参考文献

注意事項

- ・論文構想は1ページ以内で作成してください。
- ・上記の項目以外の内容を記載する場合は、「2. 論文の内容」に併せて記載してください。

様式2号（研究計画書）

提出日	
学籍番号	
氏名	
主査	

研究計画書

1. 修士論文のテーマ
2. 研究の目的（この研究をおこなう目的を具体的に記載すること）
3. 研究の背景（社会的な背景や学術的な背景を具体的に記載すること）
4. 研究の方法（採用する研究の方法を具体的に記載すること）

注意事項

- ・研究計画書は2ページ以内で作成してください。

様式2号（研究計画書）

5. 論文の構成（想定している目次等を記載すること）
6. 参考文献

注意事項

- ・研究計画書は2ページ以内で作成してください。

様式 3 号（細目次及び主要文献目録）

提出日	
学籍番号	
氏名	
主査	

細目次及び主要文献目録

1. 修士論文のテーマ
2. 細目次

注意事項

- ・細目次は 2 ページ以内、主要文献目録は 1 ページ以内で作成してください。

様式 3 号（細目次及び主要文献目録）

3. 主要文献目録

注意事項

- ・細目次は 2 ページ以内、主要文献目録は 1 ページ以内で作成してください。

様式4号（修士論文（原稿）提出票）

提出日	
学籍番号	
氏名	
主査	
副査	
副査	

修 士 論 文 （ 原 稿 ） 提 出 票

1. 修士論文のテーマ	
2. ページ数	
目次	ページ
本文	ページ
参考文献	ページ
3. チェックリスト	
<input type="checkbox"/> 「要覧」に記載の通りに体裁等が整えられている。	
<input type="checkbox"/> 項目の表記や区分が適切に設定されている。	
<input type="checkbox"/> 本文は指定の分量を超えている。	

様式5号（修士論文要旨）

提出日	
学籍番号	
氏名	
主査	
副査	
副査	

修士論文要旨

1. 修士論文のテーマ
2. 要旨

注意事項

- ・要旨は1枚以内で作成してください。

様式 6 号（修士論文提出票）

提 出 日	
学 籍 番 号	
氏 名	
主 査	
副 査	
副 査	

修 士 論 文 提 出 票

1. 修士論文のテーマ	
2. ページ数	
目 次	ページ
本 文	ページ
参考文献	ページ
3. チェックリスト	
<p><input type="checkbox"/> 「要覧」に記載の通りに体裁等が整えられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 項目の表記や区分が適切に設定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 本文は指定の分量を超えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 様式 5 号（修士論文要旨）を添付している。</p>	

平成18年度

晏 英	中日両国における地方議会の比較研究 —中国の市県人民代表大会と日本の市町村議会の考察を中心に—
王 少剛	企業経営における技術革新
王 鑫	新中国における私立学校の復興と発展
大竹 敏彦	日・中両国における大学入試の比較と考察
姜 紅花	グローバル経営企業の企業文化 —在中日系企業の考察から—
倪 焯	中国電子商取引の現状と展望
小宮山ハーマッド	フリンジ・ベネフィット課税制度の研究 —現状分析と時価主義課税などの提言—
斉 藤 共秀	退職所得課税制度の問題点と今後のあり方
田 村 和基	日本における玩具産業の研究
張 雪	中国における模倣品問題による日本企業の被害状況や対策
趙 石	日本語学習者が直面している問題と日本語教育の対策 —接触場面を中心に—
共 田 美里	扶養控除の所得控除方式と扱うことの可否とこれに対する対応策
藤 枝 高広	SCMに関する研究 —情報ネットワークに焦点を当てたものづくりと生産管理—
丸 山 雅洋	ネットワークを軸とした産業空間の再編
森 崎 隼人	現代コミュニティビジネスの課題と展望
李 贊英	生涯学習化をめざす中国の道程
李 常治	中国における公証制度についての考察 —日本の公証制度と比較して—
柳 圓	中国における人民陪審員制度 —日本の裁判制度とドイツの刑事参審制度を参考に—
斉 藤 和彦	「循環型介護保障」を通じた地域づくりへの提言 —過疎・中山間地域における介護保障の実態から—

平成19年度

大 塚 暁玄	生涯学習の理念と自治基本条例の制定 —甲府市自治基本条例をつくる会からみる—
小 林 豊	給与所得控除制度の問題点とその再考論 —その見直しの是非についての検証—
紺 野 博宣	複数税率表による二分二乗方式の提唱
吉 川 滋	公益法人等が取得する金融資産収益に対する所得税の非課税規定に関する検討
李 潔	地域情報化の取り組みについての一考察
李 昊妍	戦後の日本における公害問題・環境問題
代 師 迅	激動の平和憲法の行方 —日本国憲法九条改正について—
劉 瑛	21世紀の日米関係 —在日米軍再編と日本—
廣 瀬 憲治	「日米中ロ」の四角関係と東アジア時代別の力学—
尤 源	中ロ関係とエネルギー問題
劉 絮飛	中国における大学教育の現状と展望
劉 天華	中国における高校教育の現状及び展望
胡 世旻	リスクマネジメントの基本概念的検討 —その形成と今後の課題—
曾 雯萃	企業の社会的責任と企業利潤 —その Win-Win 関係の検討—
董 程強	ブランド経営と CSR 経営の関係に関する研究 —その相互補完性とシナジー効果—
戴 萌	中日両国の所得再分配政策に関する考察
劉 軼倩	中国の年金制度について —日本の年金制度を参考して—
刘 斌	外国資本誘致政策について
入 江 俊	給与所得における必要経費の研究
丹 澤 利恵	ユートピアとサステイナブルシティ —人と都市の在り方を中心に—

平成20年度

王 妮	中国企業におけるブランド戦略
王 風燕	現代社会における青少年犯罪について—インターネットが青少年犯罪に及ぼす影響—
吳 琼	日中両国におけるスクールカウンセリングに関する考察
史 佳彦	観光振興と地域づくり—地域資源の活用による地域振興の構想—
肖 麗	東アジアの域内貿易と中日米の三角貿易
信 振興	一九八〇年代以降の中国における失業問題と失業保険制度の構築について
趙 欣欣	日中関係における地域紛争—尖閣諸島問題の特徴と資源共同開発の必然性—
張 曉晨	中国天津地域における多国籍企業の進出
陳 蘊青	21世紀の日中関係と未来志向
陳 義	中国中小企業の資金問題—その困難と対策—
陳 倩	21世紀における総合商社の資源ビジネス—排出権取引を中心に—
鄭 穎	「日米中」三角関係の構図とその将来
程 玥	東アジア共同体の概念と東アジアにおける日中関係
程 莉莉	二十一世紀日中関係—政治と経済の両輪の作動—
畢 玮玮	子供の人間関係形成に関する研究—教育者の役割を中心に—
藤 田 子	酒税法における課税制度の研究
前 田 文	産業保健における自殺問題の社会学的考察

宮坂直哉	日本の中東外交に関する考察
依田文人	消費税制度に関する疑問とインボイス方式の導入の提言
李娜	近代社会における親子関係の変容—家庭教育の中日比較を中心に—
李濱	東アジア安全保障体制における新しい中日関係
梁国威	学校におけるいじめ問題の中日比較研究
呂芳	中国における現地日系企業経営の問題点と改善策—人材マネジメントを中心に—
戸澤康志	消費税の逆進性についての一考察—食料品等の減免措置化等を中心として—
保々俊二	相続税法における連帯納付義務の再検討
山口宏	配偶者控除制度の廃止に関する考察—所得税制の役割に関する見直しと中立性の確保—
矢野尊之	所得税法56条の立法趣旨と個人単位主義の本質

平成21年度

魏茜	中国の平和的發展と台湾問題
馬軍	現段階の台湾問題とその解決の選択肢
姚波	中国の「軍事脅威」と東アジア地域安全保障
郭虹	中国の都市周辺の土地開発における小産権房の現状と課題
馬鈴	清末における近代的裁判機関の構築について—北洋天津地区における各級審判庁の実践を主に—
陸澤順	中国における土地集団所有権制度について
鐘曉明	いじめ問題と学校の道徳教育についての一考察
ゾムブナランチメグ	教育におけるグローバル化—学力求められる理由
豊雲	幼児教育における「学びの共同体」の可能性
李斌娟	中国における教師教育の改革と発展についての研究
土屋迅行	自治体行政に対する監視機能の拡充に関する考察—自治体監査制度を中心にして—
鈴木正明	日本人の価値観の変化が well-being に与える影響
穆洋	中国における医療問題の研究—医療保険を中心として—
劉岩	中国医療保険制度のあり方—都市部医療保険制度を中心に—
樊榮	日本における電子商取引の現状と問題点
馮嘉	21世紀における日本老舗企業
楊娜	人材派遣による日本企業の変質
小野寛明	NPM 型行政改革についての一考察—指定管理者制度と PFI を中心に—
薄衣久明	扶養控除における所得控除方式の疑問と税額控除化の可否—給付付き税額控除の導入論を踏まえて—
堀内藍	消費税法上の仕入税額控除におけるインボイス方式導入の是非
渡邊高永	給与所得控除の本質と当該控除縮減による制度効果
渡辺大希	退職所得課税における退職所得控除額の見直しと N 分の N 乗方式採用の提唱
沈晟	パロディ作品における著作権侵害問題について
森田一郎	株式会社による医療経営の問題点と今後の展望
劉穎	多国籍経営の中小企業の CSR

平成22年度

芦澤貞久	フリンジ・ベネフィット課税の問題点と見直しの提言
尹海航	中国進出日系企業の現状と問題点—その現地化問題を中心に—
于亜楠	冷戦後日米安保体制の変容と未来の展望
王暁博	日本の対中 ODA 外交の展開とアジア発展を目指す両国の経済協力
王俊穎	中国における労働契約法定の背景、実施現状と課題について—日本の労働契約法との比較を兼ねて—
小野ゆかり	消費税制における複数税率の採用の利点
川上勝俊	NPO による地域内資源循環の可能性
胡曉宇	大学入試制度問題についての考察—日本と中国の比較を中心に—
沢辺喜一郎	課税対象とすべき交際費の範囲の再検討
周衛海	中小企業の人材育成—中国における発展方向—
武井悠	高齢化社会における医療改革—ドイツの医療制度との比較—
譚志遠	兩岸問題の平和解決と兩岸経済交流
張雲飛	ベンチャー企業のイノベーションとビジネス
張玉娜	北朝鮮の核問題—米中両国の役割を中心に—
趙秀霞	中国における日系企業経営管理の問題点と展望—人材マネジメントの現地化を中心として—
張然	現代社会における消費者教育の意義と使命
張揚	中国におけるインターネットの発展と青少年文化への影響
陳青	CSR とそのグローバル的展開
丁珊	中国における生涯教育の問題点と展望
南瀟飛	改革開放と経済成長がもたらした中国人の価値観の変化—格差社会で生活するヤングアダルトから見る—
野中昭宏	退職所得課税の課税ベース拡大策
李娜	中国における商標法に関する研究
李琳	中国医療保険制度についての考察—日本の医療保険制度からの示唆—
林嘉銘	高齢社会におけるソーシャル・エンタープライズ
馬光	中国における裁判独立に関する研究—日本の裁判制度から見た中国の裁判独立の課題—

平成23年度

井上 一也	給与所得課税における給与所得控除の再検討
岩澤 徹	配偶者控除制度のもたらす弊害とその廃止論
袁 穎	企業の社会的責任（CSR）とコーポレート・ガバナンスの関係に関する研究
王 莹	今後の通信販売業界の発展とその課題—インターネット通販を中心に—
王 成	21世紀中国におけるCSRの展開—日本との比較から—
項 雅静	中国における戸籍制度の整備・問題とその見直しに関する考察
駒木 和寿	道州制導入に関する一考察—ブロック型道州制批判の観点から—
島田 輝之	広域自治体における自治基本条例の可能性と課題—山梨県自治基本条例制定に向けて—
下町 圭介	教育委員会制度改革案—教育委員会制度活性化の立場から—
宋 爽	中国における食品安全管理システム
孫 迪漢	21世紀における中国企業のブランド戦略—ハイアール式の管理と企業拡大方法の研究—
張 妮娜	中国の労働者派遣事業と日本の外国人研修・実習制度について
張 陽	中国不動産問題についての研究
修 晶晶	日中中小企業の役割とその経営戦略
深澤 智弘	甲府市立幼稚園の廃止過程に関する事例研究—政策終結（policy termination）の観点から—
松澤 俊明	消費税の逆進性対策についての考察
万 曉瑩	中国における「社区」構造の動向について—高齢者サービスの展望—
村松 千恵里	法定相続分課税方式の疑問点とその打開策—遺産取得税並びに累積的課税を巡って—
李 森	在中日系企業の組織マネジメント
劉 旭	中国における公開選抜による指導幹部の昇進任用制度に関する研究
劉 喆	中国における官僚腐敗問題と解決策について

平成24年度

有泉 利夫	少子化時代到来における所得税制の見直し—世帯単位課税制度（n分n乗方式）の提言—
上村 尚史	地方経済発展の形態—産業クラスターを軸として—
王 岩	中国における環境と経済の均衡的発展に向けて—中国企業の環境経営の観点から—
尾上 民子	財産評価基本通達の法定化への提言—取引相場のない株式の評価を中心として—
高 陽	日本の中小企業の海外進出戦略—東南アジアおよび中国を中心に—
坂田 洸基	自治体内分権の意義と一考察—新潟県上越市の地域協議会の取り組みを通じて—
周 旭	中国における医療保険制度の公平性
趙 楠賢	中国における中小企業の現状と課題—中小企業の資金ショート問題—
TRAN THI MY YEN	中国における医療格差の研究—地域格差を中心に—
馬 爽	日本のODA政策における継続と変化—ベトナムの事例を中心として—
広瀬 吏	中国の西部大開発におけるエネルギーの開発について
山本 晃司	租税法上の住所法定の必要性
渡邊 友圭里	プリンジ・ベネフィット課税に関する考察
	個人単位課税の観点からみた所得税法56条の廃止論

平成25年度

五十嵐 浩一	国税滞納の実態とこれに対する打開策の模索
小倉 真克	相続税・贈与税の一体化
小林 宏至	現行消費税制度の問題点とインボイス方式導入の必要性
高野 聖子	譲渡所得におけるキャピタル・ゲイン課税の適正化
砂山 剣治	地方分権時代における自治体の監査制度による行政統制 —市町村監査制度改革試案—
PURNA SOFIA ISTIANATI	日本＝インドネシア協力の新局面 —警察部門改革を通じた民主化支援—
夏 暁	中国の人口政策と人口問題について —「一人っ子政策」と少子高齢化を中心に—
陳 曉	中国における官僚腐敗 —原因と背景について—
程 建冉	中国における外資誘致に関する法的環境と優遇政策の整備について
秋山 美枝子	看護教育における成人学習者への関わり —主体的なキャリア形成を支える方法論の探究—
李 浩	日本における大学生の就職支援に関するシステムについて
席 勇	現代中国企業の発展における経営管理の現代化の必要性 —日中企業における経営管理の現状分析を中心として—
森 屋 宏	地方議会における機関競争の可能性 —党派活動からのアプローチ—
韓 森	日中両国における企業文化の比較
金 盼静	日本老舗企業の研究及び「中華老字号」への示唆
高 昂	日本語教育の現代的意義 —日中交流史を通して検討—

平成26年度

込山 高英	所得税法における配偶者控除制度の問題点とその打開策
佐藤 正一	消費税の益税問題とその抑止策
丸山 はるみ	青色申告制度の今日的意義
宇佐美 淳	東日本大震災以後の基礎的自治体における新たなガバナンスの形に関する一試論
穆 丹丹	中国の大卒者就職難問題
楊 宇	中国における国有企業の改革：日英との比較
林 海燕	中国におけるシャドーバンキングの現状と課題

王	理	明	資生堂のマーケティング—中国市場における資生堂の戦略—
賈	青	松	中国国有企業改革における新・老三会問題
周	冬	琴	中国における食品安全管理について—日本の食品安全管理との比較を兼ねて—
上	野	善	地域における公立図書館の意義と役割—山梨県内の市町村立図書館を事例として—
志	村	直	公共施設マネジメントにおける合意形成の意義
新	藤	和	退職所得課税制度の問題点と改善策
孫	希	暢	中国における腐敗防止対策についての研究—中国共産党の巡視制度を中心に—
望	月	利	住民の意思と議会の決断—山梨県富士川町誕生の市町村合併議論からの考察—

平成27年度

霍	祥	勇	中国基本養老保険制度の改革 —日本公的年金制度は中国への示唆—
韓	偉	強	日本人学生及び中国西安市民を対象としたパイロット研究
周	洋	辰	中国における中小企業の対外貿易の現状と改革課題 —「淄博恒舟鋁塑包装材料有限公司」を事例として—
張	歆	辰	人民元為替レートの変動が貿易構造に及ぼす影響 —対外貿易商品構造を中心に—
小	口	亮	中小企業における事業承継税制を取り巻く課題と今後の展望
五	味	正	無償取引課税の法的根拠と適用範囲の再検討 —法人税法22条2項の解釈論を中心に—
齊	藤	三	給与所得控除額の引き下げの是非 —給与所得者の必要経費とは何か—
高	部	陽	帳簿方式の欠陥とインボイス方式の妥当性 —消費税法上の問題点と展望—
渡	邊	光	所得税法施行令9条における「人為による異常な災害」の法解釈 —アスベスト判決を素材とした雑損控除の意義—
櫻	井	広	移住者と地域コミュニティの「間」に生じる価値志向の交差と地域コミュニティの機能変容の可能性に関する研究
NGUYEN THI VINH TU			日系コンビニエンスストアの国際フランチャイズ展開に関する研究
李		慧	中国におけるコンビニ経営戦略に関する研究 —セブンイレブンと好徳の比較分析—
王		蒙	中国における商標冒認出願の防止に関する法制度の研究 —中日商標冒認出願の防止に関する法制度の比較—
W. M. I. THUSHARA			スリランカ内戦と内戦後の国家建設
鐘	佑	希	現代社会の課題としての自殺予防 —社会的次元と人格的次元における対策—
張	宇	昕	中国における消費市場の拡大と消費者教育の課題 —中国青少年を中心に—
卓	俯	云	中国企業の企業倫理実践上の課題 —富士康、三鹿集団、伊利実業集団の事例分析より—
步	建	麗	中国の携帯通信会社のマーケティング戦略 —中国移动通信の事例を中心に—
高		宇	日系企業の対中直接投資における経営課題
陳		頗	中国におけるベンチャー企業とその支援
刘		琳	ハイアールの国際 M&A 戦略と競争優位の源泉に関する研究
孫		麗	中国における高齢者の社会保障制度の整備に関する研究 —日本の社会保障制度との比較を兼ねて—

平成28年度

韓		坤	中国における司法解釈の運用とその限界について—婚姻法に関する司法解釈の検証を中心に—
何		博	中国企業の企業文化と企業戦略の関係性—ハイアールの事例分析より—
王		余	日本におけるキャラクターの経済価値
王		躍	中国の通信設備企業であるファーウェイの国際化戦略
王		翊	中国における老人ホームの展望—浙江省杭州市の事例を参考に—
齊		菁	所得及び所得格差が健康に及ぼす影響—日中の比較—
NGUYEN HONG QUANG			在ベトナム日系企業の人材教育
張		涵	サービス産業チェーン店における正社員一名体制の現状分析—正社員と非正社員の育成および管理の面からみる—
姚		倩	中国における株式会社資生堂の販売管理の研究
浅		美	夫婦間における事業取引の必要経費性—所得税法56条の現代における妥当な適用解釈とは—
丹		甲	法人税法における交際費課税の本質と課税要件の検討—英文添削事件を中心として—
李		琳	日本の防災政策の検討—中国における防災教育へのヒントを探る—
徐		捷	中国における都市ごみ処理問題とその改善策—日中都市ごみ処理の対照を中心—
田		旭	中日両国における製造物責任法についての比較研究

平成29年度

PHAN VAN THUC			在日ベトナム労働人材の研究—労働者の質の向上のための解決策を中心として—
河		哲	「総合性」と都道府県の役割 —職業能力開発政策を事例として—
高		幸	中国における EV の現状の課題と今後の展望 —EV による環境改善の是非について—
呂		明	中国の農村における新型農村社会養老保険制度の構築について
孫		君	ソーシャルメディアを活用したマーケティングに関する研究 —インフルエンサーの活用を中心に—
秋		弘	法人税法における寄附金の該当性 —親子会社間の経済的な利益の贈与又は無償の供与について—
稲		垣	人的役務の提供に関する所得区分の問題 —「給与所得」と「事業所得」の判断を中心に—
酒		裕	中小企業に対する役員給与課税の考察 —不確定概念が与える予測可能性への影響—
船		晴	租税法における信義則 —納税者が信頼できる納税環境の構築を目指して—
由		瑞	生計を一にする親族への支払対価の必要経費算入の可否
張		輝	中国の越境 EC 企業の現状に関する研究 —T-Mall 国際（天猫国際）のケースを中心に—
高		雯	温泉観光の日中比較 —中国温泉観光へのヒント—
包		玉	現代女性の労働条件の変化 —日本、中国、スウェーデンの比較による考察—

KAROLINA KRYSZYNA
STYCZYNSKA

Shogi Internationalization : Europe 将棋の国際化 : ヨーロッパ

平成30年度

PHAM HONG LINH	Why could ASEAN contribute to democratic process in Myanmar ?
卯月政人	議会基本条例策定の意義と課題 —山梨県議会改革を中心に—
荻野弘昭	同族会社の行為計算否認規定と租税回避 —不当性の判断基準—
小俣智央	公益法人等に対する課税のあり方について —収益事業課税の妥当性を中心に—
杉浦友軌	給与と外注費の不明瞭な判断基準 —給与所得と事業所得の視点から—
若尾直子	当事者参画と公共政策 —がん対策策定過程を中心として—
佐野弘仁	地方議会におけるローカル・マニフェスト (LM) 射程と課題 —LM 発での議員政策立案能力向上と展開—
長谷川大	新たな議会における議会事務局の役割 —議会からの政策サイクルにおける議会図書室・議会公文書の役割—
NGUYEN THI HONG PHUC	日本における外国人技能実習制度の問題点と今後の取り組み —ベトナム技能実習生のケース—
赵昊天	中国における不動産バブルの現状と課題 —日本における1980年代のバブルを参考に—
赵煜	デジタルマッチング企業におけるイノベーションの創出
赵东杰	中国における90後の離職問題
刘順宇	中国の囲碁道場の経営管理の現状と課題 —北京地域の三大囲碁道場を中心に—
倪嫒	中国における女性向け酒販売に関するマーケティング戦略 —RIO のマーケティング戦略を中心に—
徐玉豪	中国におけるソーシャルコマースビジネスモデルについて —「小紅書 (RED)」と「拼多多 (PDD)」の具体例を中心に—
李騰	近代中国の警察制度の導入および整備について —陝西省の警察制度を中心に—

2019年度

武利平	中国における「中古高級ブランド品市場」の課題と今後
何佳琪	中国における「アリベイ」の普及プロセスに関する研究
TRAN TRUNG DUNG	電気自動車業界におけるベンチャー企業の経営戦略に関する研究 —テスラを中心に—
張楊婧怡	中国の私立幼稚園の経営戦略
森屋直樹	障害者就労支援に携わる人材の育成に関する研究 —就労支援ネットワークの重要性に着目して—

2020年度

李碩	在中日系企業の人材の流出の原因およびその対策に関する研究 —在天津日系企業の事例を中心に—
平田慎太郎	選挙管理委員会の現状と今後のあり方について —地域における民主主義をより発展させるための新たな役割—
王漢楠	京東方科技集团股份有限公司 (BOE) のパネル事業の研究 —買収による参入からの持続的競争優位性の形成—
靳媛媛	外国人労働者の現状と課題 山梨県における中国人労働者を中心に
宋悦	中国における死刑政策及び法制の整備について —死刑の存廃問題を兼ねて—
宋哲雄	中国の中部地域の農村部における貧困問題とその解決策について —湖北省・十堰市の事例を中心に—
保科展之	役員給与に対する適正な課税の在り方 —残波事件判決を中心として—
吉田敏	公益法人の収益課税における公益性の判断基準 —国土交通省甲府河川国道事務所甲府出張所における発注者支援業務の事例を通じて—

2021年度

石井聡馬	租税特別措置法61条の4第4項における交際費等の判断基準の再考察—萬有製菓事件を中心に—
坂本憲彦	租税法における配偶者の範囲の再検討—所得税法および相続税法における配偶者の取扱いを中心に—
根岸深雪	孔子学院の研究—発展経緯・管理体制・運営の仕組みと展望—
李漢	中国における食配サービスの発展と経済・市民への影響について
三澤宏	定住自立圏構想・連携中枢都市圏構想の考察—両構想の問題点と改善の方向性—

II. 講 義 要 項

社会科学部公共政策専攻修士課程
2022年度 授業科目と担当者

授 業 科 目 名	担 当 者	開 講 年 次	開 講 区 分	単 位 数			備 考
				必 修	選 択	自 由	
授 業 科 目	選 択 必 修 科 目	自治体行政学特殊講義Ⅰ	川 伸 一	1	前期	2	
		自治体行政学特殊講義Ⅱ	川 伸 一	1	後期	2	
		地方行政学特殊講義Ⅰ	田 興 一	1	前期	2	
		地方行政学特殊講義Ⅱ	田 興 一	1	後期	2	
		憲法特特殊講義Ⅰ	牧 重 人	1	前期	2	
		憲法特特殊講義Ⅱ	牧 重 人	1	後期	2	
		民法特特殊講義Ⅰ	金 亮 亮	1	前期	2	
		民法特特殊講義Ⅱ	金 亮 亮	1	後期	2	
		政治学特殊講義Ⅰ	丸 山 正 正	1	前期	2	
		政治学特殊講義Ⅱ	丸 山 正 正	1	後期	2	
		国際関係論特殊講義Ⅰ	劉 達 達	1	前期	2	
		国際関係論特殊講義Ⅱ	劉 達 達	1	後期	2	
		中国法と政治特殊講義Ⅰ	熊 今 井 久	1	前期	2	
		中国法と政治特殊講義Ⅱ	熊 今 井 久	1	後期	2	
		経済学特殊講義Ⅰ	野 村 千 佳 子	1	前期	2	
		経済学特殊講義Ⅱ	野 村 千 佳 子	1	後期	2	
		経営学特殊講義Ⅰ	野 村 千 佳 子	1	前期	2	
		経営学特殊講義Ⅱ	野 村 千 佳 子	1	後期	2	
		マーケティング論特殊講義Ⅰ	粘 逸 彦	1	前期	2	
		マーケティング論特殊講義Ⅱ	粘 逸 彦	1	後期	2	
租税法特特殊講義Ⅰ	太郎良留美・川崎信夫	1	前期	2			
租税法特特殊講義Ⅱ	太郎良留美・川崎信夫	1	後期	2			
現代東アジア論特殊講義Ⅰ	高 蘭 蘭	1	前期	2			
現代東アジア論特殊講義Ⅱ	高 蘭 蘭	1	後期	2			
公共経済学特殊講義Ⅰ	杉 村 聡 麗	1	前期	2			
公共経済学特殊講義Ⅱ	杉 村 聡 麗	1	後期	2			
国際経済学特殊講義Ⅰ	劉 曙 麗	1	前期	2			
国際経済学特殊講義Ⅱ	劉 曙 麗	1	後期	2			
目	選 択 科 目	社会保障法特殊講義Ⅰ	野 口 尚	1	前期	2	2022年度休講（隔年開講） （隔年開講）
		社会保障法特殊講義Ⅱ	野 口 尚	1	前期	2	
財政学特殊講義Ⅰ	田 興 吾 樹	1	前期	2			
財政学特殊講義Ⅱ	田 興 吾 樹	1	前期	2			
概 要	演 習	演習Ⅰ（自治体行政学）		1	通年	4	2022年度休講 2022年度休講
		演習Ⅱ（自治体行政学）		2	通年	4	
		演習Ⅰ（地方行政学）	片 田 興	1	通年	4	2022年度休講 2022年度休講
		演習Ⅱ（地方行政学）	片 田 興	2	通年	4	
		演習Ⅰ（国際関係論）		1	通年	4	
		演習Ⅱ（国際関係論）		2	通年	4	
		演習Ⅰ（中国法と政治）	熊 達 雲	1	通年	4	
		演習Ⅱ（中国法と政治）	熊 達 雲	2	通年	4	
		演習Ⅰ（経済学）	今 井 久	1	通年	4	
		演習Ⅱ（経済学）	今 井 久	2	通年	4	
		演習Ⅰ（経営学）	野 村 千 佳 子	1	通年	4	
		演習Ⅱ（経営学）	野 村 千 佳 子	2	通年	4	
		演習Ⅰ（マーケティング論）	粘 逸 彦	1	通年	4	
		演習Ⅱ（マーケティング論）	粘 逸 彦	2	通年	4	
		演習Ⅰ（租税法）	太郎良留美・川崎信夫	1	通年	4	
		演習Ⅱ（租税法）	太郎良留美・川崎信夫	2	通年	4	
演習Ⅰ（現代東アジア論）	高 蘭 蘭	1	通年	4			
演習Ⅱ（現代東アジア論）	高 蘭 蘭	2	通年	4			
演習Ⅰ（公共経済学）	杉 村 聡	1	通年	4			
演習Ⅱ（公共経済学）	杉 村 聡	2	通年	4			
研究成果	修 士 論 文		2		4		
計					4	146	

<修了要件単位>
1つの専修に係る選択必修科目2科目4単位並びに演習2科目8単位の計12単位、その他の講義科目14単位以上、修士論文4単位（審査に合格することを要する）の合計30単位以上を修得すること。

<演習>
いずれか1つの演習Ⅰ・Ⅱを選択必修とすること。

社会科学部公共政策専攻修士課程
2022年度 時間割

区分	5時限 (16:20~17:50)			6時限 (18:00~19:30)			7時限 (19:40~21:10)		
	授業科目	担当	講義室	授業科目	担当	講義室	授業科目	担当	講義室
月	前期			自治体行政学特殊講義Ⅰ	外川伸一	演習室1			
				経済学特殊講義Ⅰ	今井久	演習室2	演習Ⅰ・Ⅱ(経済学)	今井久	演習室2
				会計学特殊講義	前田普吾	50-101			
	後期			自治体行政学特殊講義Ⅱ	外川伸一	演習室1			
				経済学特殊講義Ⅱ	今井久	演習室2	演習Ⅰ・Ⅱ(経済学)	今井久	演習室2
火	前期			現代東アジア論特殊講義Ⅰ	高 蘭	演習室1	演習Ⅰ・Ⅱ(現代東アジア論)	高 蘭	演習室1
				経営学特殊講義Ⅰ	野村千佳子	演習室2	演習Ⅰ・Ⅱ(経営学)	野村千佳子	演習室2
				民法特殊講義Ⅰ	金亮完	演習室3			
				公共経済学特殊講義Ⅰ	杉村聡	50-101	演習Ⅰ・Ⅱ(公共経済学)	杉村聡	50-101
	後期			現代東アジア論特殊講義Ⅱ	高 蘭	演習室1	演習Ⅰ・Ⅱ(現代東アジア論)	高 蘭	演習室1
				経営学特殊講義Ⅱ	野村千佳子	演習室2	演習Ⅰ・Ⅱ(経営学)	野村千佳子	演習室2
				民法特殊講義Ⅱ	金亮完	演習室3			
				公共経済学特殊講義Ⅱ	杉村聡	50-101	演習Ⅰ・Ⅱ(公共経済学)	杉村聡	50-101
水	前期			租税法特殊講義Ⅰ	太郎良留美夫 太川崎信	演習室1	演習Ⅰ・Ⅱ(租税法)	太郎良留美夫 太川崎信	演習室1
				憲法特殊講義Ⅰ	荒牧重人	演習室2			
	後期			租税法特殊講義Ⅱ	太郎良留美夫 太川崎信	演習室1	演習Ⅰ・Ⅱ(租税法)	太郎良留美夫 太川崎信	演習室1
				憲法特殊講義Ⅱ	荒牧重人	演習室2			
木	前期			地方行財政特殊講義Ⅰ	片田興	演習室1	演習Ⅰ・Ⅱ(地方行財政)	片田興	演習室1
				マーケティング論特殊講義Ⅰ	粘逸彦	演習室3	演習Ⅰ・Ⅱ(マーケティング論)	粘逸彦	演習室3
	後期			地方行財政特殊講義Ⅱ	片田興	演習室1	演習Ⅰ・Ⅱ(地方行財政)	片田興	演習室1
				マーケティング論特殊講義Ⅱ	粘逸彦	演習室3	演習Ⅰ・Ⅱ(マーケティング論)	粘逸彦	演習室3
金	前期			政治学特殊講義Ⅰ	丸山正次	演習室1	国際経済学特殊講義Ⅰ	劉曙麗	演習室1
				中国法と政治特殊講義Ⅰ	熊達雲	演習室2	演習Ⅰ・Ⅱ(中国法と政治)	熊達雲	演習室2
				国際関係論特殊講義Ⅰ	劉星	演習室3			
	後期			政治学特殊講義Ⅱ	丸山正次	演習室1	国際経済学特殊講義Ⅱ	劉曙麗	演習室1
				中国法と政治特殊講義Ⅱ	熊達雲	演習室2	演習Ⅰ・Ⅱ(中国法と政治)	熊達雲	演習室2
				国際関係論特殊講義Ⅱ	劉星	演習室3			

	授業科目	担当	講義室	授業科目	担当	講義室	授業科目	担当	講義室
集中講義 土日	財政学特殊講義Ⅱ	片田興	50-101	社会保障法特殊講義	野口尚	50-101			
	6月18日(土)・19日(日)・25日(土)			7月2日(土)・3日(日)・9日(土)					

休講科目	授業科目	備考	授業科目	備考
	財政学特殊講義Ⅰ	隔年開講につき 2022年度休講	演習Ⅰ(自治体行政学) 演習Ⅱ(自治体行政学) 演習Ⅰ(国際関係論) 演習Ⅱ(国際関係論)	2022年度休講

○授業科目のシラバスは、以下の URL にアクセスし、確認してください。
<http://unip.ygu.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml?guestlogin=Kmh006>

Ⅲ. 学則及び諸規程（規則）

○山梨学院大学大学院学則

(平成7年4月1日制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 山梨学院大学大学院は、日本文化への深い理解と広い国際的視野をもち、豊かな教養と創造力を備え、激動する社会を生き抜く健康な心身とあわせて、特に、高度の専門性を有する職業等に必要な能力をもった人材を育成することを目的とする。

(自己点検及び評価等)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、大学院設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

(課程)

第3条 本大学院に修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(研究科及び専攻)

第4条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

社会科学研究科 公共政策専攻 (修士課程)

(教育方法の特例)

第4条の2 次の研究科及び専攻に、昼間と併せて夜間において教育を行う課程を置く。

社会科学研究科 公共政策専攻 (修士課程)

(修士課程の修業年限)

第5条 修士課程の修業年限は2年とする。

2 在学期間は、4年を超えることができない。

3 前二項の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する者があるときは、長期履修学生として在学を認めることができる。

(学生定員)

第6条 本大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
社会科学研究科	公共政策専攻	20	40

第2章 教育方法等

(教育方法)

第7条 修士課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成に対する指導(以下、「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第8条 本大学院の授業科目及び単位数は別表1のとおりとする。

2 第1で定めるもののほか、学長は臨時に授業科目を開設することができる。

(履修方法)

第9条 修士課程の学生は、2年以上在学し当該専攻の授業科目について30単位以上履修しなければならない。

2 自由科目は、修了所要単位外とする。

(他の大学院における授業科目の履修)

第10条 研究科委員会において、教育研究上必要と認めた場合には、あらかじめ他大学の大学院と協議し双方の承認が得られたとき、学生は当該他大学の大学院の授業科目を履修することができる。

2 修士課程の学生は、前項の規定により修得した単位を、10単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 前二項の規定は、第23条の規定による留学等の場合に準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条の2 研究科委員会において、教育研究上必要と認められた場合には、学生が本学に入学する前に他の大学院において修得した単位を、本学に入学後に本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 修士課程の学生は、前項の規定により修得した単位を、前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて10単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

(単位の認定)

第11条 履修授業科目の単位の認定は、筆記若しくは口述試験又は研究報告によるものとする。

第3章 課程の修了及び学位の授与

(修士課程の修了要件)

第12条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(修士課程の最終試験)

第13条 修士課程の最終試験は学位論文を中心としてこれに関連のある学問領域について行う。

2 最終試験は年度末及び前期末に行う。

3 2年の修業年限を超えて在籍している者は、一学期終了時の最終試験を受験することができる。

(課程修了の認定)

第14条 課程修了の認定は、当該研究科委員会が行う。

2 第12条及び第12条の2に定める在学期間を超えて在籍する者が、修了に必要な単位を前期に修得した場合には、当該研究科委員会の議を経て前期の修了を認定する。

(学位の授与)

第15条 本大学院を修了した者に対しては、次の学位を授与する。

研究科	専攻	課程	学位
社会科学研究科	公共政策専攻	修士課程	修士(公共政策)

2 学位授与に関する規程は、別に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第16条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第17条 休業日は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日 6月3日

(4) 夏季休業日 8月1日から8月31日まで

(5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月10日まで

(6) 春季休業日 2月2日から3月31日まで

2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第5章 入学、留学、休学、転学及び退学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、外国人留学生については、研究科において教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第19条 本大学院に入学できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

- (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) その他、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (入学の出願)

第20条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添付して提出するものとする。

2 検定料については、別表2のとおり定める。

(入学者の選考)

第21条 入学志願者に対しては、学力検査を行い、出身大学長の提出する調査書の成績等を総合して入学者を決定する。

2 前項の考査の方法、時期等については、その都度定める。

(入学の手続)

第22条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学金、授業料及びその他本学が定める書類を提出しなければならない。

2 保証人は、保護者又は独立の生計を営む者で確実に保証人としての責任を果し得る者でなければならない。

(留学等)

第23条 学生は、当該研究科委員会が必要と認めた場合には、学長の許可を得て外国の大学院に留学することができる。

2 前項の留学期間は、第5条に規定する在学期間に算入するものとする。

3 学生は、当該研究科委員会が必要と認めた場合には、学長の許可を得て外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することができる。

(休学)

第24条 病気その他やむを得ない理由により修学できないときは、保証人連署のうえ願い出て、休学することができる。

2 健康上修学に不相当と認めた学生に対しては休学を命ずることができる。

3 前2項の場合において休学の事由が消滅した場合は、遅滞なく復学願を提出しなければならない。

(休学期間)

第25条 修士課程の休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

2 休学期間は、在学期間に算入しない。

(転学)

第26条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、保証人連署のうえ、当該専攻担当教員を経て学長に転学願を提出しなければならない。

2 他の大学の大学院学生が本学大学院に転学しようとするときは、欠員のある場合に限り選考のうえ、許可することがある。

(退学)

第27条 退学を希望する者は、保証人連署のうえ、退学願を提出しなければならない。

(除籍)

第27条の2 学生が次の各号の一に該当する場合はこれを除籍する。

- (1) 授業料その他義務金の納付を怠り督促しても納入しない場合
- (2) 第5条及び第5条の2に規定する在学年限を超えた者
- (3) 休学期間を超えても、なお休学の理由が消滅しない者
- (4) 督促を受けても当該年度の履修届を提出しない者
- (5) 長期間にわたって行方不明の者

(再入学)

第28条 退学した者が、再入学を願い出た場合は審査の上でこれを許可することができる。

第6章 研究生・科目等履修生・特別聴講生・委託生・外国人留学生・長期履修学生

(研究生)

第29条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、選考のうえ、研究生として学長が入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第30条 本大学院研究科の授業科目のうち、1科目又は数科目の履修を希望する者がいるときは、研究科委員会の審議を経て、科目等履修生として履修を許可することがある。

第30条2 削除

(特別聴講生)

第31条 研究科委員会においてあらかじめ他大学の大学院と協議して、双方の承認が得られたとき、他大学の大学院又は外国の大学院学生で本大学院の授業科目を履修しようとする者を特別聴講生として聴講を許可することがある。
2 前項により履修できる単位は8単位を限度とする。

(委託生)

第32条 公共団体その他の機関から特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、本大学院学生の教育研究に支障をきたさない範囲において、選考のうえ、委託生として受託することがある。

(外国人留学生)

第33条 本大学院入学資格と同等以上の学力を持つ外国人留学生に対しては、特別に選考のうえ、入学を許可することがある。

(長期履修学生)

第33条の2 本大学院において、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する者があるときは、研究意欲、研究計画等を総合的に判断のうえ、長期履修学生として修業年限を超えた計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生については、別に定めるところを除き、本学則を準用する。

(関係規程)

第34条 研究生、科目等履修生、特別聴講生、委託生、外国人留学生及び長期履修学生に関する規程は、別に定める。

第7章 学費等

(授業料等)

第35条 授業料等学費の種類及び額については、別表2のとおり定める。

2 一旦納入した学費は、いかなる事由があっても返還しない。

第35条の2 第14条第2項の定めに基づき前期の修了が認定された者に対する当該年度の授業料・教育充実費は半額とする。

(休学の場合の授業料)

第36条 休学の期間中の授業料については、免除する。

第8章 教員及び運営組織

(研究科担当教員)

第37条 本大学院における授業並びに研究指導は、山梨学院大学の教授、准教授、講師のうちから選定された者が担当する。

2 研究科に研究科長を置く。研究科長は、本大学院における授業を行う研究科担当教員のうち、教授をもって充てる。

(研究科委員会)

第38条 研究科に研究科委員会を置き、その研究科に所属する常勤教員をもって組織する。

2 研究科委員会の委員長は、研究科長をもって充てる。

3 研究科委員会は、研究科委員長が必要と認めた場合又は3分の1以上の委員の要求があったときに開催する。

(研究科委員会の審議事項)

第38条の2 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育研究に関する重要事項
- (2) 研究科の教育課程に関する事項
- (3) 研究科担当教員の審査に関する事項
- (4) 授業及び研究の計画に関する事項
- (5) 入学、留学、休学、転学、退学及び賞罰に関する事項
- (6) 学位の授与に関する事項
- (7) 研究生、科目等履修生及び特別聴講生、委託生に関する事項
- (8) その他大学院に関する事項で学長又は研究科長が意見を求めたもの

第39条 削除

(事務職員)

第40条 本大学院の事務処理のため、事務職員を置く。

第9章 研究指導施設

第41条 本大学院に研究室、演習室、講義室、図書室、及びその他必要な施設を置く。

第10章 賞罰

(表彰)

第42条 学生として表彰に値する行為があった者は研究科委員会の議を経て学長が表彰する。なお、表彰に関して必要な事項は別に定める。

(奨学金の貸与)

第42条の2 学業成績、人物ともに優秀な学生に対しては、奨学金を貸与することがある。

(懲戒)

第43条 本大学院の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び警告とする。ただし、退学は次の各号の一に該当するものに限る。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 学則の変更

(学則の変更)

第44条 本学則の変更は、理事会の承認を得なければならない。

第12章 雑則

(雑則)

第45条 本学則に定められていない事項については、研究科委員会の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

(1) 学則第35条に規定する別表2の教育充実費の改正規定は、平成8年度入学生より適用し、平成7年度に入学した者の教育充実費は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

(1) 学則第8条に規定する別表1の改正規定は全学年に適用する。ただし、平成8年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。

(2) 学則第35条に規定する別表2の教育充実費の改正規定は、平成9年度入学生より適用し、平成8年度以前に入学した者の教育充実費は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

(1) 学則第8条に規定する別表1の改正規定は全学年に適用する。ただし、平成9年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。

(2) 学則第35条に規定する別表2の教育充実費の改正規定は、平成10年度入学生より適用し、平成9年度以前に入学した者の教育充実費は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

(1) 学則第8条に規定する別表1の改正規定は全学年に適用する。ただし、平成10年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。

(2) 学則第13条に規定する最終試験の改正規定は全学年に適用する。

(3) 学則第35条に規定する別表2の教育充実費の改正規定は、平成11年度入学生より適用し、平成10年度以前に入学した者の教育充実費は、なお従前の例による。

(4) 学則第35条の2の規定は全学年に適用する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

(1) 学則第8条に規定する別表1の改正規定は全学年に適用する。ただし、平成11年度以前に入学した者の履修につ

いての経過措置は別に定める。

- (2) 学則第35条に規定する別表2の教育充実費の改正規定は、平成12年度入学生より適用し、平成11年度以前に入学した者の教育充実費は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

- (1) 学則第4条の規定にかかわらず、従前の規定による公共政策研究科は、平成13年3月31日に当該研究科に在籍する者が当該研究科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- (2) 学則第8条に規定する別表1の改正規定は全学年に適用する。ただし、平成12年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

- (1) 学則第8条に規定する別表1の改正規定は全学年に適用する。ただし、平成13年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

- (1) 学則第8条に規定する別表1の改正規定は全学年に適用する。ただし、平成14年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

- (1) 学則第8条に規定する社会科学研究科公共政策専攻（修士課程）に係る別表1の改正規定は全学年に適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

- (1) 学則第8条に規定する社会科学研究科公共政策専攻（修士課程）及び法務研究科法務専攻（専門職学位課程：法科大学院）に係る別表1の改正規定は全学年に適用する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

- (1) 学則第8条に規定する社会科学研究科公共政策専攻（修士課程）及び法務研究科法務専攻（専門職学位課程：法科大学院）に係る別表1の改正規定は全学年に適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

- (1) 社会科学研究科公共政策専攻（修士課程）に係る学則第8条別表1に定める授業科目及び単位数の改正規定は、全学年に適用する。
- (2) 法務研究科法務専攻（専門職学位課程：法科大学院）に係る学則第8条別表1に定める授業科目及び単位数、及び学則第9条第2項に定める履修方法、並びに第12条の2第2項に定める法科大学院の修了要件の改正規定は平成19年度入学生より適用し、平成18年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。
- (3) 法務研究科法務専攻（専門職学位課程：法科大学院）に係る学則第35条別表2に定める授業料の改正規定は平成19年度入学生より適用し、平成18年度以前に入学した者の授業料については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

- (1) 社会科学研究科公共政策専攻（修士課程）に係る学則第8条別表1に定める授業科目及び単位数の改正規定は、全学年に適用する。
- (2) 法務研究科法務専攻（専門職学位課程：法科大学院）に係る学則第8条別表1に定める授業科目及び単位数の改正規定は、全学年に適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

- (1) 社会科学研究科公共政策専攻（修士課程）に係る学則第8条別表1に定める授業科目の改正規定は、全学年に適用する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

- (1) 社会科学研究科公共政策専攻（修士課程）に係る学則第8条別表1に定める授業科目及び単位数の改正規定は、全学年に適用する。
- (2) 法務研究科法務専攻（専門職学位課程：法科大学院）に係る学則第8条別表1に定める授業科目及び単位数の改

正規定は平成22年度入学生より適用し、平成21年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

- (1) 社会科学研究科公共政策専攻（修士課程）に係る学則第8条別表1に定める授業科目の改正規定は、全学年に適用する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

- (1) 社会科学研究科公共政策専攻（修士課程）に係る学則第8条別表1に定める授業科目の改正規定は、全学年に適用する。
- (2) 法務研究科法務専攻（専門職学位課程：法科大学院）に係る学則第8条別表1に定める授業科目及び単位数の改正規定は平成24年度入学生より適用し、平成23年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

- (1) 法務研究科法務専攻（専門職学位課程：法科大学院）に係る学則第8条別表1に定める授業科目及び単位数の改正規定は平成25年度入学生より適用し、平成24年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

- (1) 社会科学研究科公共政策専攻（修士課程）に係る学則第8条別表1に定める授業科目の改正規定は、全学年に適用する。
- (2) 法務研究科法務専攻（専門職学位課程：法科大学院）に係る学則第8条別表1、及び第9条第2項に定める授業科目及び単位数、並びに第12条の2に定める法科大学院の修了要件の改正規定は、平成26年度入学生より適用し、平成25年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

- (1) 社会科学研究科公共政策専攻（修士課程）に係る学則第8条別表1に定める授業科目の改正規定は、全学年に適用する。
- (2) 法務研究科法務専攻（専門職学位課程：法科大学院）に係る学則第8条別表1、及び第9条第2項に定める授業科目及び単位数、並びに第12条の2に定める法科大学院の修了要件の改正規定は、平成27年度入学生より適用し、平成26年度以前に入学した者の取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

- (1) 第6条の規定にかかわらず、法務研究科法務専攻は平成28年4月1日より学生募集を停止し、在学生の修了を待つて廃止する。なお、法務研究科法務専攻の収容定員については、平成28年度は35人、平成29年度は15人とする。
- (2) 学則第8条別表1に定める授業科目の改正規定は、全学年に適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

- (1) 学則第8条別表1に定める授業科目の改正規定は、全学年に適用する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

- (1) 学則第8条別表1に定める授業科目の改正規定は、全学年に適用する。
- (2) 法務研究科法務専攻（専門職学位課程：法科大学院）は、平成30年3月31日を以て廃止する。

附 則

この学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2020年4月1日から施行する。

- (1) 学則第8条別表1に定める授業科目の改正規定は、全学年に適用する。

附 則

この学則は、2021年4月1日から施行する。

- (1) 学則第8条別表1に定める授業科目の改正規定は、全学年に適用する。

附 則

この学則は、2022年4月1日から施行する。

- (1) 学則第8条別表1に定める授業科目の改正規定は、全学年に適用する。

別表1 授業科目及び単位数
【社会科学部公共政策専攻（修士課程）】

授 業 科 目 名		開講 年次	開講区分	単 位 数			備 考
				必修	選択	自由	
授 業 科 目	選 択 必 修 科 目	自治体行政学特殊講義 I	1	前期		2	
		自治体行政学特殊講義 II	1	後期		2	
		地方行政学特殊講義 I	1	前期		2	
		地方行政学特殊講義 II	1	後期		2	
		憲法特特殊講義 I	1	前期		2	
		憲法特特殊講義 II	1	後期		2	
		民法特特殊講義 I	1	前期		2	
		民法特特殊講義 II	1	後期		2	
		政治学特殊講義 I	1	前期		2	
		政治学特殊講義 II	1	後期		2	
		国際関係論特殊講義 I	1	前期		2	
		国際関係論特殊講義 II	1	後期		2	
		中国法と政治特殊講義 I	1	前期		2	
		中国法と政治特殊講義 II	1	後期		2	
		経済学特殊講義 I	1	前期		2	
		経済学特殊講義 II	1	後期		2	
		経営学特殊講義 I	1	前期		2	
		経営学特殊講義 II	1	後期		2	
		マーケティング論特殊講義 I	1	前期		2	
		マーケティング論特殊講義 II	1	後期		2	
租税法特殊講義 I	1	前期		2			
租税法特殊講義 II	1	後期		2			
現代東アジア論特殊講義 I	1	前期		2			
現代東アジア論特殊講義 II	1	後期		2			
公共経済学特殊講義 I	1	前期		2			
公共経済学特殊講義 II	1	後期		2			
国際経済学特殊講義 I	1	前期		2			
国際経済学特殊講義 II	1	後期		2			
概 要	選 択 科 目	社会保障法特殊講義 I	1	前期		2	2022年度休講
		社会保障法特殊講義 II	1	前期		2	
		政治学特殊講義 I	1	前期		2	
		会計学特殊講義 I	1	前期		2	
		租税基礎法学特殊講義	1	後期		2	
演 習	演 習	演習 I (自治体行政学)	1	通年		4	2022年度休講 2022年度休講
		演習 II (自治体行政学)	2	通年		4	
		演習 I (地方行政学)	1	通年		4	2022年度休講 2022年度休講
		演習 II (地方行政学)	2	通年		4	
		演習 I (国際関係論)	1	通年		4	
		演習 II (国際関係論)	2	通年		4	
		演習 I (中国法と政治)	1	通年		4	
		演習 II (中国法と政治)	2	通年		4	
		演習 I (経済学)	1	通年		4	
		演習 II (経済学)	2	通年		4	
		演習 I (経営学)	1	通年		4	
		演習 II (経営学)	2	通年		4	
		演習 I (マーケティング論)	1	通年		4	
		演習 II (マーケティング論)	2	通年		4	
		演習 I (租税法)	1	通年		4	
		演習 II (租税法)	2	通年		4	
		演習 I (現代東アジア論)	1	通年		4	
		演習 II (現代東アジア論)	2	通年		4	
		演習 I (公共経済学)	1	通年		4	
演習 II (公共経済学)	2	通年		4			
研究成果	修士論文	2		4			
計				4	146		

＜修了要件単位＞
1つの専修に係る選択必修科目2科目4単位並びに演習2科目8単位の計12単位、その他の講義科目14単位以上、修士論文4単位（審査に合格することを要する）の合計30単位以上を修得すること。

＜演習＞
いずれか1つの演習 I・II を選択必修とすること。

別表2 学費等納入金

【社会科学研究科公共政策専攻（修士課程）】

項 目	2022 年 度 入 学 生			2021 年 度 入 学 生		
	前 期	後 期	年 額	前 期	後 期	年 額
△ 入 学 金	200,000円	—	200,000円	200,000円	—	200,000円
授 業 料	350,000円	350,000円	700,000円	300,000円	300,000円	600,000円
教 育 充 実 費	190,000円	190,000円	380,000円	190,000円	190,000円	380,000円
合 計	740,000円	540,000円	1,280,000円	690,000円	490,000円	1,180,000円

(注) △印は入学年度のみとする。ただし、山梨学院大学卒業生及び本法人の専任教職員は免除する。

項 目	2022 年 度	2021 年 度
入 学 検 定 料	35,000円	35,000円

山梨学院大学学位規則

(平成7年4月1日制定)

(目的)

第1条 山梨学院大学（以下「本学」という）が授与する学位については、この規則の定めるところによる。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士学位とし、次に従い専攻分野の名称あるいは学位の種類を付記する。

(1) 学士

学 部	学 科	学 位
法 学 部	法 学 科	学士（法 学）
	政治行政学科	学士（政治行政学）
経 営 学 部	経 営 学 科	学士（経 営 学）
健康栄養学部	管理栄養学科	学士（栄 養 学）
国際リベラルアーツ学部	国際リベラルアーツ学科	学士（国際リベラルアーツ）
スポーツ科学部	スポーツ科学科	学士（スポーツ科学）

(2) 修士

研 究 科	専 攻	学 位
社会科学研究科	公共政策専攻	修士（公共政策）

(学位授与の条件)

第3条 学士の学位は、大学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、修士課程を修了した者に授与する。

(学位論文の提出)

第4条 修士の学位の授与に係る学位論文（以下「学位論文」という）は、研究科長に提出するものとする。

2 提出する学位論文は1編3通とし、自著であることを要する。この場合、参考として他の論文を添付することができる。

3 審査のため必要があるときは、参考資料を提出させることができる。

4 提出した学位論文は返還しない。

(審査の付託)

第5条 学位論文の提出があったときは、研究科長は研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

(審査委員会)

第6条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会は、学位論文を提出した学生の指導教授のほか、研究科所属の専任教授もしくは兼任教授2名からなる審査委員会を設ける。

(学位論文の審査及び最終試験)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、提出された学位論文を中心として、これに関連のある授業科目について行うものとする。

(審査の期間)

第8条 学位論文の審査並びに最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

(審査委員会の報告)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験の終了後、直ちに審査の要旨及び最終試験の成績に、学位を授与できるか否かの意見を添えて研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第10条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の規定によって学位を授与できるものと議決するには、研究科委員会構成員の3分の2以上が出席し、かつ出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、校務又は出張のため出席できない委員は構成員の数に参入しない。

(研究科長の報告)

第11条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長はその結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(研究レポートの審査)

第12条 修士課程における学位論文に代わる研究レポートの審査については、学位論文審査に関する条文の規定を準用する。

(学位の授与)

第13条 学長は、第3条第1項の大学卒業生及び第11条の報告に基づき修士又は専門職学位を授与すべき者に所定の学位を授与する。

(学位の名称の使用)

第14条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、山梨学院大学と付記するものとする。

(修士学位授与の取消し)

第15条 修士学位を授与された者に、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、あるいはその名誉を汚す行為があったときは、研究科委員会の議により、学位の授与を取り消し、学位記を返還させる。

2 研究科委員会において前項の議決をする場合には、第10条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第16条 学位記の様式は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第3条第1項の規定により授与する学位記 様式第1号
- (2) 第3条第2項の規定により授与する学位記 様式第2号

(学位記の再交付)

第17条 学位の再交付を受けようとする者は、その理由を記載した書類に別に定める手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

(規則の改廃)

第18条 この規則の改廃は、大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(1) 従前の規定による公共政策研究科に係る取扱いについては、平成13年3月31日に当該研究科に在籍する者が当該研究科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(1) 従前の規則による法学部行政学科に係る取扱いについては、平成14年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(1) 従前の規定による商学部商学科に係る取扱いについては、平成19年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019年2月27日から施行する。

附 則

この規則は、2019年9月18日から施行する。

学位記様式第1号（第16条関係：国際リベラルアーツ学部を除く学部）

第 号	卒業証書・学位記
大学印	氏名
年 月 日生	
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を 修めて本学を卒業したことを認め学 士（〇〇）の学位を授与する	
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	
山梨学院大学学長 氏名	
印	

学位記様式第1号（第16条関係：国際リベラルアーツ学部）



i C L A

International College of Liberal Arts

In recognition of successful completion of graduation requirements,
the International College of Liberal Arts at Yamanashi Gakuin University

confers upon

(name in full)

the degree of Bachelor of International Liberal Arts,
granted at Kofu, Yamanashi, Japan
on the DD day of MM YYYY.

大学印

Koji Furuya

President, Yamanashi Gakuin University

第 号 学位記	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">大学印</div> 氏名 年 月 日生	本学大学院社会科学研究所公共政策 専攻の修士課程を修了したので修士 （公共政策）の学位を授与する	○○○○年○○月○○日 山梨学院大学学長 氏名 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">印</div>
---------------	--	--	--

山梨学院大学大学院社会科学履修規程

(2022年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、山梨学院大学大学院学則（以下、「学則」という。）に基づき、大学院社会科学履修規程において修士の学位を取得するための課程を編成し、その課程における履修方法や修了要件を定めることを目的とする。

(教育課程)

第2条 社会科学履修規程において開設する授業科目については、学則第8条に定める通りとする。

(専修及び指導教員)

第3条 学則第8条に定められた演習科目の中において、学生は選択した演習の領域分野を専修とし、その演習担当教員を指導教員とする。

(授業科目の履修)

第4条 授業科目の履修については、学則及び本規程に掲げる事項を留意し、学生自身の学修目的にあわせ、指導教員の指導を受けながら計画的に実施することとする。

2 履修の方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 毎学期の始めの所定の期間において、その学期に履修しようとする全ての授業科目の履修登録を行わなければならない。この手続を行わない場合は、科目の単位認定を受けることができない。なお、通年科目の履修については、前期に行うこととする。
- (2) 履修登録は、必ず指定された期間に所定の手続きを行わなければならない。なお、原則として、指定期間以外の履修登録は認めない。
- (3) 履修登録においては、登録科目に誤りの内容に確認のうえ、必要な手続をとらなければならない。なお、原則として、履修が確定した後の科目の変更は認めない。なお、確認後に履修登録の変更を行うことはできない。
- (4) 各年次に定められた履修単位数の上限を超えて登録することはできない。なお、自由科目の単位数は、履修単位数の上限には含めない。

	第1年次	第2年次
履修単位上限	24 単位	24 単位

- (5) 単位を修得した授業科目については、次年度以降に再履修することができない。
- (6) 自身の年次より上の年次に配当されている授業科目は、いかなる場合も履修することはできない。
- (7) 同一時限に授業科目を重複して履修登録することはできない。

(試験)

第5条 履修単位の認定は、学則第11条に定めるところにより、筆記試験、口述試験、研究報告等の試験により行う。

2 前項の試験は、原則として、通常の授業の中で科目担当者が随時実施する。

3 試験において不正行為があったときは、その者の当該学期のすべての履修科目の単位を無効とすることができる。なお、不正行為を行った者は、学則第43条により懲戒の対象となる場合がある。

(成績評価の基準)

第6条 成績評価の基準は次のとおりとする。

100点 ~ 90点	S	合格
89点 ~ 80点	A	
79点 ~ 70点	B	
69点 ~ 60点	C	
59点 ~ 0点	D	不合格

2 成績評価の基準に基づき、1単位あたりの成績評価の平均値をグレードポイントアベレージ（GPA）として提示する。

(単位制度)

第7条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする教育内容をもって構成することを標準

とし、講義及び演習については、毎週1時間の15週により、15時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規程にかかわらず、修士論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 3 授業は多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

(修士論文)

第8条 修士論文の審査基準や提出方法、審査方法については、別に定める。

(修了要件)

第9条 修士論文を提出する場合の修了要件は、大学院に2年以上在学し、学則第8条に規定する授業科目から以下のとおり合計30単位を修得したうえで、専修に係る最終試験に合格しなければならない。

科目区分	要件単位数
演習科目(同じ専修のⅠとⅡを履修すること)	2科目8単位
専修に関連する選択必修科目	2科目4単位
その他の講義科目 (専修以外の選択必修科目及び選択科目)	7科目14単位
修士論文(審査に合格することを要する)	1科目4単位

2 学則第10条及び第10条の2に定める単位は、その他の講義科目に算入して認定する。

(課程修了の認定)

第10条 前条の修了要件を満たした学生については、学則第14条に定めるところにより、研究科委員会において課程修了の認定を行う。

(準用規程)

第11条 研究生、科目等履修生、特別聴講生、委託生及び長期履修学生の履修に関しては、別に定めるところを除き、本規程を準用する。

(規定の改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究科委員会及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

- (1) この規程は2022年度に在籍するすべての学生に適用する。
- (2) この規程の制定により、「山梨学院大学大学院履修規程(平成7年4月1日制定)」はこれを廃止する。

山梨学院大学大学院社会科学研究所における修士論文に関する規程

(2022年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、山梨学院大学大学院学則（以下、「学則」という。）及び山梨学院大学学位規則（以下、「学位規則」という。）に基づき、大学院社会科学研究所（以下、「本研究科」という。）における修士論文について、その審査基準や提出方法、審査方法等を定めることを目的とする。

(修士論文の審査基準)

第2条 修士課程の修了のための修士論文は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、以下の各号に掲げる審査基準を満たすものを合格とする。

- (1) 問題意識及び課題設定の適切性 問題意識が明確で、課題設定が適切であること。
- (2) 先行研究の検討及び課題の明確性 先行研究が検討され、研究史上の関連が明確であること。
- (3) 論理の一貫性、説得性及び一定の独自性 論理展開に一貫性があり、記述内容が説得的であること。併せて一定の独自性が認められること。
- (4) 基本文献の利用及び情報収集の適切性 基本文献が渉猟され、情報収集の内容が適切であること。
- (5) 論文としての構成及び形式の充足性 章別構成・引用・注記等につき論文としての構成及び形式が満たされていること。

(提出資格)

第3条 修士論文を提出する場合は、修士課程に1年以上在籍し、選択した演習の担当教員を指導教員として、必要な研究指導を受けるものとする。

(提出書類)

第4条 修士論文の作成については指導教員の指導に従い、修士論文（最終稿）の提出を含めて、以下の各号に掲げる書類を予め定められた期日までに提出しなければならない。

- (1) 修士論文構想（1年次）
 - (2) 研究計画書（2年次）
 - (3) 細目次及び主要文献目録（2年次）
 - (4) 修士論文初稿（2年次）
 - (5) 修士論文（最終稿）（2年次） ただし、正本1部、副本2部の3部を提出する。提出された修士論文（最終稿）は原則として返却しない。
- 2 前項第2号に掲げる研究計画書を提出した場合は、後日おこなわれる研究計画発表会において、研究計画書に基づく報告をおこない、指導教員以外からの指導を受けるものとする。

(審査体制)

第5条 第3条により提出された修士論文（最終稿）については、修士論文1編ごとに審査委員会を設置して、審査をおこなう。

- 2 審査委員会は、指導教員（主査）と授業担当教員（副査）2名の計3名の本研究科の教員にて構成する。ただし、本研究科の教員に副査の適任者がいない場合は、大学学部に所属する教員をもって副査とすることができる。

(審査及び最終試験の方法)

第6条 審査委員会は修士論文の審査及び最終試験をおこなう。

- 2 修士論文の審査については、第2条に定める審査基準に基づいておこなう。
- 3 修士論文の最終試験は口述試験とし、以下の各号に掲げる基準に基づいて評価する。
 - (1) 研究の問題意識及び課題設定の内容について適切に説明することができる。
 - (2) 先行研究の検討及び課題を明確に説明することができる。
 - (3) 研究内容について論理的かつ説得的に説明することができる。
 - (4) 関連する研究分野に関する基礎的な学識を有し、併せて新たな情報収集において適切性がみられる。
 - (5) 当該研究分野における専門的な学識を有している。

(審査結果の報告)

第7条 審査委員会は、修士論文の審査及び最終試験終了後、直ちに審査の要旨及び最終試験の成績に、修士の学位授与の可否の意見を添えて、文書により本研究科委員会に報告しなければならない。

(学位授与の審議及び報告)

第8条 本研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を決定する。

2 本研究科長は、前項の決定結果を文書により学長に報告しなければならない。
(事務)

第9条 修士論文に関する事務は、大学院事務室が担当する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

山梨学院大学授業に関する規程

(2020年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、山梨学院大学（以下、「本学」という。）学則及び本学大学院学則に基づく授業の実施に関し、必要な事項を定める。

(授業時間)

第2条 通常の授業時間は次の通りとする。

時限	学部	法学部・経営学部・ 健康栄養学部・ スポーツ科学部	国際リベラルアーツ学部	大学院社会科学研究科
第1時限		9:00～10:30	9:00～10:15	
第2時限		10:40～12:10	10:25～11:40	
第3時限		13:00～14:30	12:40～13:55	
第4時限		14:40～16:10	14:05～15:20	
第5時限		16:20～17:50	15:30～16:45	16:20～17:50
第6時限			16:55～18:10	18:00～19:30
第7時限				19:40～21:10

2 集中授業等の授業時間や定期試験の時間については、別に定める。

(履修登録)

第3条 授業を履修し単位を修得しようとする者は、各学部の履修規程に基づき、あらかじめ定められた期間において、履修登録を各自の責任において行わなければならない。

2 履修を取り止めようとする者は、あらかじめ定められた期間に、履修中止の申し出を行わなければならない。

(評価条件)

第4条 授業の教育効果を厳正に判断するため、総授業時間数の3分の2以上を出席した者に限り、その授業の評価を得られるものとする。

(休講)

第5条 各授業担当者からの申し出により、授業の実施が不可能であると判断される場合は、授業を休講とすることができる。

2 1回の授業時間の3分の1以上にわたり、授業担当者が授業を実施できない状態にある場合は、当該授業は休講となる場合がある。

(補講)

第6条 前項第3条に定める要件に該当し、授業が休講となった場合は、適切な時間と場所において、補講を行わなければならない。

(休校)

第7条 悪天候により気象庁による「特別警報」が発令されている場合や、その他の災害等により授業や定期試験を行うことができないと判断される場合は、学長の判断により、全学の全時限又は一部の時限において休校とする。

2 前項に定める要件以外の場合においても、学長の判断により、全学の全時限又は一部の時限において休校とすることができる。

(試験)

第8条 授業における学習成果において、その成績評価を行うために、定期試験や追再試験、再試験を行う。

2 試験の実施については、別に定める。

(成績評価)

第9条 成績評価は学則第20条及び各学部履修規程の定めにより、厳正に行うものとする。

2 学生は成績評価について、より詳しい説明を求める場合、別に定める方法により、成績の問い合わせをおこなう

ことができる。

(欠席届)

第10条 あらかじめ定められた事由により授業を欠席する場合は、別に定める方法により、公欠届を提出することができる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、2020年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

山梨学院大学大学院外国人留学生規程

(平成8年11月20日制定)

(趣旨)

第1条 山梨学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第34条に規定する外国人留学生の取扱いは、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程の「外国人留学生」とは、外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を許可された者をいう。

(区分)

第3条 外国人留学生の区分は、次の通りとする。

- (1) 正規の学生
- (2) 研究生
- (3) 特別聴講生

(入学資格)

第4条 外国人留学生として入学することのできる者は、大学院学則第19条に規定する資格を有する者とする。

(入学時期)

第5条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科において特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができる。

(正規の学生)

第6条 正規の学生として入学を志願する者は、研究科で定める募集要項に基づき出願のうえ、入学試験に合格しなければならない。

2 前項による入学試験に合格した者は、所定の期日までに入学に必要な手続きをしなければならない。

3 学長は、前項の手続きを経た者について、入学を許可する。

(研究生)

第7条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに次の書類を提出し、別に定める検定料を納入しなければならない。ただし、第6号に規定する書類については、正本を呈示し、国際交流委員会の担当者の確認を受けなければならない。

- (1) 願書（本学所定用紙）
- (2) 履歴書（本学所定用紙）
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 写真（3 cm × 3 cm）2枚
- (6) 外国人登録証明書又は旅券の写（現に日本国に在住していない者は、渡日後直ちに提出のこと。）
- (7) その他研究科が必要と認める書類

2 研究生を志願した者については、研究科が定める方法により選考を行い、研究科委員会の議を経て、学長が合格を決定する。

3 履修できる単位は、大学院研究生規程第4条第2項による。

4 研究科長は、研究科委員会の議を経て、研究生に対する指導教員を指定する。

5 研究生として合格した者は、指定の期日までに、所定の書類並びに別に定める入学金、授業料及び教育充実費を納入しなければならない。

6 学長は、前項の手続きを経た者について入学を許可する。

7 既納の入学金、授業料及び教育充実費は、いかなる事情があっても返還しない。

(特別聴講生)

第8条 特別聴講生として志願する者は、第7条第1項に規定する書類を提出し、別に定める検定料を納入しなければならない。

2 特別聴講生を志願した者については、研究科が定める方法により選考を行い、研究科委員会の議を経て、学長が合格を決定する。

3 履修できる単位は、大学院学則第31条第2項による。

4 特別聴講生として合格した者は、指定の期日までに、所定の書類並びに別に定める聴講料を納入しなければならない。

ない。

5 学長は、前項の手続きを経た者について聴講を許可する。

6 既納の聴講料は、いかなる事情があっても返還しない。

(国費外国人留学生の選考等)

第9条 第3条に規定する外国人留学生のうち、国費外国人留学生(国費外国人留学生制度実施要項一昭和29年3月31日文科大臣裁定)の入学等については、第6条及び第7条の規定にかかわらず、文部科学大臣の選考に基づき、研究科委員会の議を経て学長が許可する。

2 研究生の研究期間は2年以内とする。

(外国政府派遣留学生の選考等)

第10条 第3条に規定する外国人留学生のうち、外国政府が派遣する留学生の入学等については、前条の規定を準用する。

2 第1項に規定する外国人留学生は、大学院学則第20条第2項別表2に定める検定料並びに大学院学則第35条別表2に定める入学金、授業料及び教育充実費を納入しなければならない。

3 研究生については、別に定める検定料並びに入学金、授業料及び教育充実費を納入しなければならない。

(準用規定)

第11条 この規程の定めるもののほか、外国人留学生に関して必要な事項は、大学院学則及びその他の学内規程等を準用する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会で行う。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

山梨学院大学大学院研究生、科目等履修生、特別聴講生及び委託生に関する規程

(平成7年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、山梨学院大学大学院（以下、「大学院」という。）学則第34条に基づいて、研究生、科目等履修生、特別聴講生及び委託生について定めることを目的とする。

(要件)

第2条 大学院において研究生、科目等履修生、特別聴講生及び委託生として学ぶことができる者は、大学院学則第19条に掲げるいずれかの要件に該当する者とする。

(申請)

第3条 大学院において研究生、科目等履修生、特別聴講生及び委託生として学ぶことを希望する者は、別に定める様式の願書に選考料を添えて申請するものとする。

(研究生)

第4条 大学院学則第29条に基づいて入学を許可された研究生は、演習担当教員の指導の下に特定の授業科目を受講する。

2 研究生は、受講した授業科目について4科目8単位の範囲内で単位認定を受けることができる。

(科目等履修生)

第5条 大学院学則第30条に基づいて履修を許可された科目等履修生は、研究科委員会の指導により特定の講義科目を履修する。

2 科目等履修生は、大学院で履修した科目について単位認定を受けようとするときは、別に定める履修料の他、所定の単位認定料を納入しなければならない。

(特別聴講生)

第6条 大学院学則第31条に定める特別聴講生は、研究科委員会の指示により大学院において特定の講義科目を受講する。

2 特別聴講生の単位認定については、第5条第2項を準用する。

(科目等履修生及び特別聴講生の受講上限)

第7条 科目等履修生及び特別聴講生が1年間に受講できる授業科目は、4科目8単位以内とする。

(委託生)

第8条 大学院学則第32条に定める委託生は、演習指導教員の指導の下で特定の研究課題について研究し、及び講義を受講する。

2 委託生は、受講した授業科目について単位認定を受けることができない。なお、学修効果の測定のための科目の試験を行うことを妨げない。

(外国人留学生)

第9条 外国人留学生であって、日本語能力等の不足のため修士課程に入学することが適当でない者は、研究科委員会の議に基づいて研究生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生が研究生として授業科目を受講した場合における当該科目の単位認定については、第4条第2項の規定を準用する。

(単位認定)

第10条 研究生及び科目等履修生が大学院において認定された単位は、その者が大学院に入学した場合に、既得単位として認めることができる。

(学費)

第11条 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び委託生の学費等については、別に定める。

(規定の遵守)

第12条 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び委託生は、大学院学則その他の準則を遵守しなければならない。

2 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び委託生に学則に反し、又は入学若しくは履修の許可の趣旨に反する行為があったときは、学長は、研究科委員会の議に基づいて退学又は履修の中止を命ずることができる。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

山梨学院大学大学院長期履修学生規程

(平成15年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、山梨学院大学大学院学則（以下、「学則」という。）第33条の2に基づき、長期履修学生に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 学則及び本規程の適用は、入学年度のものによる。

(長期履修学生)

第2条 長期履修学生とは、本大学院において学ぶことを希望する社会人等に、広く高等教育の学習機会を提供し、学生個人の履修計画に合わせて修業年限を緩和し、教育課程を体系的に履修させることにより、修了に必要な単位を計画的に修得して修了させることを目的とする制度をいう。

2 本大学院において、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に授業を履修し修了することを希望して志願する者があるときは、学修意欲、学修計画等を総合的に判断のうえ、長期履修学生として修業年限を超えた計画的な履修を認めることができる。

(入学資格)

第3条 長期履修学生として本大学に入学することのできる者は、学則第19条に規定する者とする。

(出願手続)

第4条 長期履修学生を志願する者は、所定の書類及び入学検定料を指定の期日までに提出しなければならない。

2 入学検定料は、学則第20条第2項別表2を準用する。

(選考)

第5条 長期履修学生の選考は、長期履修学生として入学を志願した者に対して、一定の学力考査及び研究計画等の審査のほか、学修意欲、長期履修に係る学修計画等を総合的に判断し決定する。

(入学許可)

第6条 長期履修学生を志願した者については、入学試験の結果に基づき、研究科委員会の議を経て学長が入学を許可する。

(入学手続等)

第7条 長期履修学生として入学を許可された者は、学則第22条に定める入学手続等を所定の期日までに行わなければならない。

(修業年限等)

第8条 長期履修学生として入学を許可された者は、学則第5条第3項に基づき、同条第1項及び第2項に定める修業年限を超えて、計画的に履修することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の修業年限については、学修計画等を総合的に判断し、研究科委員会の議を経て研究科長が決定する。

3 長期履修学生の各学年における履修単位数の最高限度は、教育効果を考慮し、許可時に研究科委員会の議を経て研究科長が決定した在学中の各年度毎に定めた最高限度の単位数とする。

(学費等納入金)

第9条 長期履修学生の、許可された修業年限に係る学費等納入金総額は、学則第35条別表2に基づき入学年度に定めるものとするが、年度毎の納入金額、納入方法等は、別に定めるところによる。

(準用規定)

第10条 長期履修学生については、本規程に定めるもののほか、学則を準用する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日より施行する。

山梨学院大学大学院学費等納入金に関する規程

(平成16年4月1日制定)

(目的)

第1条 山梨学院大学大学院の学費等納入に関しては、山梨学院大学大学院学則（以下「学則」という。）及びこの規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程で学費等納入金（以下「納付金」という。）とは、入学金・授業料・教育充実費をいう。

(納付金の金額)

第3条 納付金は学則第35条別表2で定める金額をいう。

(納期)

第4条 納付金の納入は一括納入を原則とするが、入学金を除く他の納付金は前期と後期に分けて分割納入することができる。ただし、次の期日までに納入しなければならない。

- (1) 前期 4月5日
- (2) 後期 9月1日

(納入方法)

第5条 納付金の納入方法は、指定する銀行への振込とする。

(延納手続及び延納期間)

第6条 経済的な事情等により、第4条に定める納期までに納付金を納入できない場合は、納期までに所定の延納願を学生センターに提出し、学長の許可を得なければならない。

2 延納を許可する最長期間は次の期限とする。

- (1) 前期 6月30日
- (2) 後期 12月28日

(受験資格の停止)

第7条 納付金の納期、又は延納許可期限まで完納しない者は、定期試験及び最終試験の受験資格を与えない。

(除籍)

第8条 納期を経過し、督促してもなお納入しない者については、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

2 除籍された者は、学生としての一切の身分を失う。

(復籍)

第9条 前条により除籍された者で復籍を願い出る場合は、未納金を納入し、復籍願を提出しなければならない。

2 復籍の願い出期間は、除籍日より15日以内とする。

(休学者・退学者の納付金)

第10条 休学を許可された者は、休学期間中も第3条に規定する納付金は納入しなければならない。ただし、休学期間が学期又は学年の全期間にわたる場合の授業料については免除し、休学期間終了後に返還する。

2 休学を年度途中より許可された場合も、第3条に規定する納付金は納入しなければならない。ただし、休学期間中の授業料については免除し、休学期間終了後に月割返還する。

3 納付金を未納のまま休学又は退学を願い出た場合は、これを許可しないことがある。

(再入学者の納付金)

第11条 再入学を許可された者の納付金は、当該年度の入学者と同額とする。

(長期履修学生の納付金等)

第12条 長期履修学生に係る納付金等については、「山梨学院大学大学院長期履修学生学費等納入金に関する規程」に定めるとおりとする。

(研究生、科目等履修生、特別聴講生、委託生の納付金等)

第13条 研究生、科目等履修生、特別聴講生、委託生に係る納付金等については、「山梨学院大学大学院研究生、科目等履修生、特別聴講生及び委託生の学費等に関する規程」に定めるとおりとする。

(復学)

第14条 休学者が復学を許可されたときの納付金は、入学した年度の納付金とする。

(納付金の返還)

第15条 既納の納付金は如何なる事由があっても返還しない。ただし、指定期日までに入学辞退を届け出及び納入金の返還を申し出た場合には、入学手続時に納入した入学金を除く授業料及び教育充実費等を返付することがある。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

山梨学院大学大学院社会科学研究科私費外国人留学生授業料減免規程

(平成29年3月10日制定)

(目的)

第1条 この規程は、山梨学院大学大学院社会科学研究科に在学する私費外国人留学生の経済的負担を軽減することを目的として、授業料の減免について定めるものとする。

(対象)

第2条 授業料の減免を受けることができる学生は、山梨学院大学大学院社会科学研究科に在学する私費外国人留学生（科目等履修生を除く。）のうち、経済的理由により修学が困難であると認められる者とする。なお、認定基準は、山梨学院大学大学院社会科学研究科私費外国人留学生授業料減免規程細則（以下、「細則」という。）として別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、他の規程に基づいて授業料の全部又は一部を免除されている者は、この規程に基づく授業料減免の対象から除くものとする。

(申請)

第3条 減免を申請する者は、新入学生については出願時に、在學生については減免を受けようとする年度の前年度内に所定の申請書に必要な書類を添えて学長に提出するものとする。

(減免率及び減免の方法)

第4条 授業料の減免率は、申請者の出身国・地域の区分に応じて次のとおり定める。なお、出身国・地域区分は、細則として別に定める。

出身国・地域区分	授業料減免率
区分 S	授業料を減免しない
区分 A	各期授業料の20%
区分 B	各期授業料の50%

2 減免の方法は、授業料納入時に減免額を差引いた金額を徴収する。

(認定手続)

第5条 授業料減免の認定は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを行う。

2 在學生の認定に係る要件については、細則として別に定める。

(取消)

第6条 授業料の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、学長は、研究科委員会の議を経て、授業料減免を取り消すことができる。

- (1) 学則に基づき退学の懲戒処分を受けたとき
- (2) 要件を充たさない申請であることが判明したとき

2 前項の規定により授業料減免を取り消した場合、学長は、研究科委員会の議を経て、減免した授業料の全部又は一部を返還させることができる。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、新入学生に係る事務については入試センターが、在學生に係る事務については国際交流センターがそれぞれ行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

- (1) 山梨学院大学・同大学院・同短期大学私費外国人留学生授業料減免規程（平成元年4月1日制定）は、この規程の施行をもって廃止する。
- (2) 平成29年度に在学する者の平成30年度の第3条に規定する申請については、平成29年度に行うものとする。
- (3) 第4条に規定する授業料の減免率の規定は、平成30年度入学生より適用し、平成29年度以前に入学した者の減免率については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

- (1) 第4条第1項の規定及び平成30年4月1日施行の附則(3)にかかわらず、平成30年度以前に入学した者の減免率は次のとおりとする。

学 年	授 業 料 減 免 率
	平成30年度以前に 入学した者
第1年次	各期授業料の40%
第2年次	各期授業料の40%

山梨学院大学大学院社会科学研究科私費外国人留学生授業料減免規程細則

(平成29年3月10日制定)

(目的)

第1条 この細則は、山梨学院大学大学院社会科学研究科私費外国人留学生授業料減免規程（以下、「規程」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 規程第2条第1項に基づく授業料の減免を認める基準は、次のいずれかに該当する者であることとする。

- (1) 経費支弁者から受け取る仕送り（学費等納入金を除く。）の平均月額が90,000円以下の者
- (2) 申請理由により研究科委員会が修学困難であると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、在学生のうち、次の各号のいずれかに該当する者は授業料減免を受けることができない。

- (1) 在留資格が「留学」でなくなった者
- (2) 国費外国人留学生に採用された者
- (3) 申請時に第1年次に在学する者で、同年次終了時の修得単位数が12単位未満の者
- (4) 正当な事由がなく標準修業年限を超えて、なお、在籍している者
- (5) 出席常でなく成業の見込みがない者
- (6) 学則に基づき停学又は訓告の懲戒処分を受けた者
- (7) 申請年度において、前期分の学費等納入金を6月30日までに納入しなかった者
- (8) 申請年度において、後期分の学費等納入金を12月28日までに納入しなかった者

(出身国・地域区分)

第3条 規程第4条における出身国・地域区分は、次のとおりとする。

出身国 地域区分	国・地域名
区分S	大韓民国・台湾、香港（香港特別行政区）、中華人民共和国
区分A	マレーシア
区分B	タイ王国、インドネシア共和国 フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国

2 前項に定めのない国又は地域の区分については、次の基準を目安として、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

出身国 地域区分	国・地域名
区分S	当該国又は地域の一人当たり国民所得が、概ね200万円以上の場合
区分A	当該国又は地域の一人当たり国民所得が、概ね100万円以上200万円未満の場合
区分B	当該国又は地域の一人当たり国民所得が、概ね100万円未満の場合

(細則の改廃)

第4条 この細則の改廃は、大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

- (1) 山梨学院大学・同大学院・同短期大学私費外国人留学生授業料減免規程細則（平成21年4月1日制定）及び山梨学院大学・同大学院・同短期大学私費外国人留学生授業料減免に関する取扱基準（平成24年4月1日制定）は、この細則の施行をもって廃止する。

附 則

この細則は、2019年4月1日から施行する。

- (1) 第2条第1項の認定基準の規定は、2019年度入学生より適用し、平成30年度以前に入学した者の認定基準については、なお従前の例による。
- (2) 第3条の出身国・地域区分の規定は、2019年度入学生より適用する。

附 則

この細則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2022年4月1日から施行する。

山梨学院大学大学院の研究生、科目等履修生、特別聴講生及び委託生の学費等に関する規程

(平成7年4月1日制定)

(目的)

第1条 山梨学院大学大学院（以下、「本大学院」という。）の研究生、科目等履修生、特別聴講生及び委託生の学費、履修料聴講料、単位認定料及び選考料については、この規程の定めるところによる。

(研究生の学費)

第2条 研究生の学費は、以下のとおりとする。ただし、山梨学院大学卒業生及び本大学院修了生の入学金は免除する。

項 目	前 期	後 期	年 額
入 学 金	50,000円		50,000円
授 業 料	90,000円	90,000円	180,000円
教 育 充 実 費	35,000円	35,000円	70,000円
合 計	175,000円	125,000円	300,000円

(注) 山梨学院大学卒業生及び本大学院修了生の入学金は免除する。

(学費の免除)

第3条 真にやむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる研究生に対しては、研究科委員会の議を経て学長が学費の徴収を免除することができる。

(科目等履修生及び特別聴講生の聴講料)

第4条 科目等履修生の履修料及び特別聴講生の聴講料は、1単位の講義について20,000円とする。

(科目等履修生及び特別聴講生の単位認定料)

第5条 科目等履修生及び特別聴講生の単位認定料は、1単位当たり10,000円とする。

(委託生の学費)

第6条 委託生の学費は、委託があったときに修士課程学生の学費に準じて定める。

(研究生の選考料)

第7条 研究生として入学を希望する者の選考料は、35,000円とする。ただし、本大学院修了者は免除する。

(科目等履修生及び特別聴講生の選考料)

第8条 科目等履修生及び特別聴講生として履修を希望する者の選考料は、10,000円とする。

(学費等の返還)

第9条 一旦納入した学費、履修料、聴講料、選考料は、いかなる事由があっても返還しない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て理事会で行う。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

山梨学院大学大学院長期履修学生学費等納入金に関する規程

(平成15年4月1日制定)

(目的)

第1条 山梨学院大学大学院に長期履修学生として許可された者の学費等納入に関しては、山梨学院大学大学院学則(以下「学則」という。)及びこの規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程で学費等納入金(以下「納付金」という。)とは、入学金・授業料・教育充実費をいう。

(長期履修学生の納付金)

第3条 長期履修学生として許可された者の納付金総額は、当該年度の大学院入学者の納付金総額と同額とする。

2 長期履修学生の具体的な納入期ごとの納入金額の算出は、別表1に定めるとおりとする。

3 長期履修学生に係る取扱いについては、本規程に定めるもののほか、学則を準用する。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会にて行う。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

別表1 (第3条 長期履修学生関係)

納付金総額	当該年度の大学院入学者の納付金総額と同額とする。
入 学 金	入学手続き時に納入する。
入学金を除く他の納付金の具体的な納入金額算出根拠	(1) 入学金を除く納付金総額を、許可された履修年数で除し、更に当該金額の1/2となる金額を算出して100円未満を切り捨てた金額を、分割納入に係る金額として定める。 (2) 算出された分割納入に係る金額の履修年数分の総額と、納入すべき納付金総額の差額については、入学年度に納入する。

山梨学院大学大学院社会科学研究科特待生規程

(平成28年2月10日制定)

(目的)

第1条 この規程は、山梨学院大学大学院社会科学研究科特待生（以下、「特待生」という。）について必要な事項を定める。

(対象)

第2条 本大学院における学術奨励策の一環として、本大学院の入学試験を経て合格した者のうち、顕著な活動実績のある者や成績が特に優れている者に対し、学費を免除する。ただし、入学予定年度において既に他の特待生制度で合格した者は、この特待生の対象外とする。

(給付人数)

第3条 特待生の募集定員は、毎年度、若干名とする。

(奨学金)

第4条 特待生の特典は、次のとおりとする。

- (1) 特待生には、学費を全額免除する。
- (2) 準特待生には、学費を半額免除する。

(選考)

第5条 特待生として応募するための条件は、次のいずれかを満たすものとする。

- (1) 全国レベルの社会的・文化的活動・その他の活動の実績・経歴等がある者
- (2) 入学試験の成績が格段に良い者
- (3) 提携大学・大学院の教職員又は出身者で成績が優秀な者
- (4) その他、成績優秀で研究科委員会が認めた者

(選考委員会)

第6条 特待生の選考は、前条の条件を満たす応募者で、特待生を希望する者に対して行い、研究科委員会の議を経て決定する。

(期間)

第7条 特待生としての特典を受ける期間は、入学後2年間とする。

(特待生の取消)

第8条 特待生で、在学中に成績や品行などが悪化し、不相当と認められるに至ったときは、研究科委員会の議を経て学長がその資格を取り消すことができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成28年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

山梨学院大学大学院社会科学研究科公務特待生規程

(平成19年12月7日制定)

(目的)

第1条 この規程は、山梨学院大学大学院社会科学研究科公務特待生（以下「公務特待生」という。）について必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 本大学院における地方公共団体との連携による研修事業の一環として、本大学院に入学する地方公共団体の職員及び地方議会の議員を、募集定員の枠内において「公務特待生」として受け入れる。

(募集定員)

第3条 公務特待生の募集定員は、毎年度、若干名とする。

(特典)

第4条 公務特待生の特典は、次のとおりとする。

- (1) 入学金の全額免除
- (2) 授業料及び教育充実費の半額免除

(条件)

第5条 公務特待生として応募するための条件は、次のとおりとする。

- (1) 地方公共団体の職員の場合には人事権者による承認と推薦があること。
- (2) 地方公共団体の議会の議員の場合には所属議会の議長の推薦があること。

(選考)

第6条 公務特待生の選考は、前条の条件を満たす応募者に対して、書類審査（入学願書、所定の推薦状、研究計画書）及び面接により行う。

(承認)

第7条 公務特待生の入学は、研究科委員会の承認を得なければならない。

(特典期間)

第8条 公務特待生としての特典を受ける期間は、入学後2年間とする。

(取消し)

第9条 公務特待生で、在学中に成績や品行などが悪化し、不相当と認められるに至ったときは、研究科委員会の議を経て学長がその資格を取り消すことができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成19年12月7日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

山梨学院大学大学院社会科学研究科公務特待研究生規程

(平成19年12月7日制定)

(目的)

第1条 この規程は、山梨学院大学大学院社会科学研究科公務特待研究生（以下「公務特待研究生」という。）について必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 本大学院における地方公共団体との連携による研修事業の一環として、研究生として本大学院に入学する地方公共団体の職員及び地方議会の議員を、募集定員の枠内において「公務特待研究生」として受け入れる。

(募集定員)

第3条 公務特待研究生の募集定員は、毎年度、5名程度とする。

(特典)

第4条 公務特待研究生の特典は、次のとおりとする。

- (1) 入学金の全額免除
- (2) 授業料及び教育充実費の半額免除

(条件)

第5条 公務特待研究生として応募するための条件は、次のとおりとする。

- (1) 地方公共団体の職員の場合には人事権者による承認と推薦があること。
- (2) 地方公共団体の議会の議員の場合には所属議会の議長の推薦があること。

(選考)

第6条 公務特待研究生の選考は、前条の条件を満たす応募者に対して、書類審査（入学願書、所定の推薦状、研究計画書）及び面接により行う。

(承認)

第7条 公務特待研究生の入学は、研究科委員会の承認を得なければならない。

(特典期間)

第8条 公務特待研究生としての特典を受ける期間は、入学後1年間とする。

(取消し)

第9条 公務特待研究生で、在学中に成績や品行などが悪化し、不相当と認められるに至ったときは、研究科委員会の議を経て学長がその資格を取り消すことができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成19年12月7日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

○山梨学院大学大学院大規模自然災害被災学生等学費減免規程

(平成24年2月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、地震・台風等の大規模自然災害（激甚災害）により被災し、経済的理由から、就学が著しく困難となった本学の学生及び入学試験合格者に対し、学費を減免することにより、学業の継続及び進学を保障することを目的とする。

(対象)

第2条 減免を受けることができる者は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 本学に在学する者
- (2) 本学の入学試験に合格した者
- (3) 家計基準（学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者（主たる家計支持者一人））の収入金額が、次に該当する者
 - ① 給与所得者 841万円以下
 - ② 給与所得者以外 355万円以下

(申請)

第3条 減免を申請する者は、本学所定の申請書に公的機関が発行した「罹災（被災）証明書」を添えて、学生センターを経て学長に提出しなければならない。ただし、前条第1項第2号による場合は、入試センターを経て学長に提出しなければならない。

(減免額)

第4条 減免は、被災状況に応じて行うことができる。

- 2 減免対象の学費は、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習費とする。
- 3 学費支弁者の居住する家屋が全壊又は全焼の場合は、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習費を全額免除する。半壊又は半焼の場合は、半額を免除する。
- 4 学費が既に納付されている場合は、前項に定める額に準じて返還する。

(決定)

第5条 学費減免の決定は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを行う。

(期間)

第6条 学費減免期間は、災害発生年度の1年間とする。ただし、次年度以降の家計に回復が認められない場合は、学生本人の願い出により、研究科委員会の議を経て、理事会は減免の継続を決定することができる。

(取消)

第7条 学費減免が決定した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、学費減免の決定を取り消すことができる。

- (1) 学則による懲戒を受けたとき
- (2) 学費減免を辞退したとき
- (3) 申請時に虚偽の申告をするなど、要件を充たさない申請であることが判明したとき

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

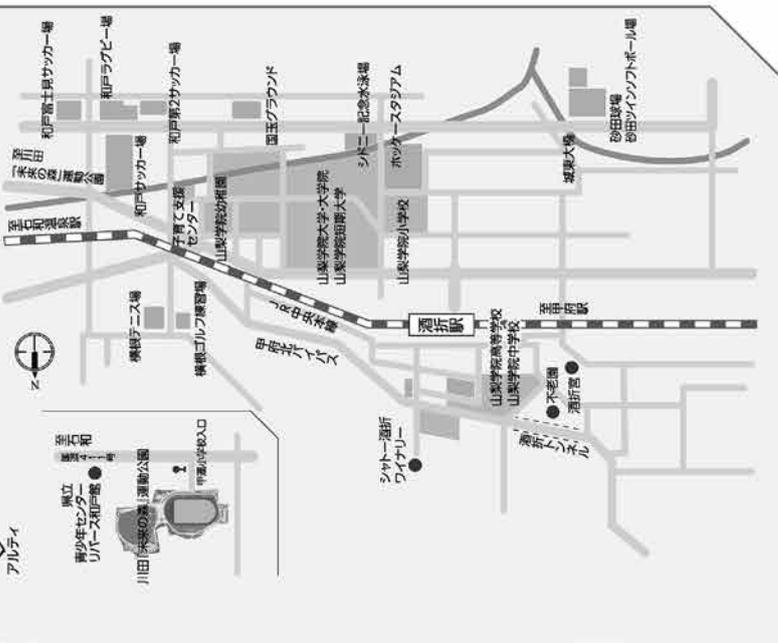
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。



山梨学院広域マップ



山梨学院マスコット

2006年、山梨学院創立60周年を記念して制定されたクラマールマスコット。新緑の丘を背景とする本学の駒ヶ丘キャンパスの美しい山々をモチーフに、牧歌的なイメージを表現した。マスコットのデザインは、山梨学院の校章のモチーフである「七ヶ岳」の「アルデア」と「ベグ」に由来する。

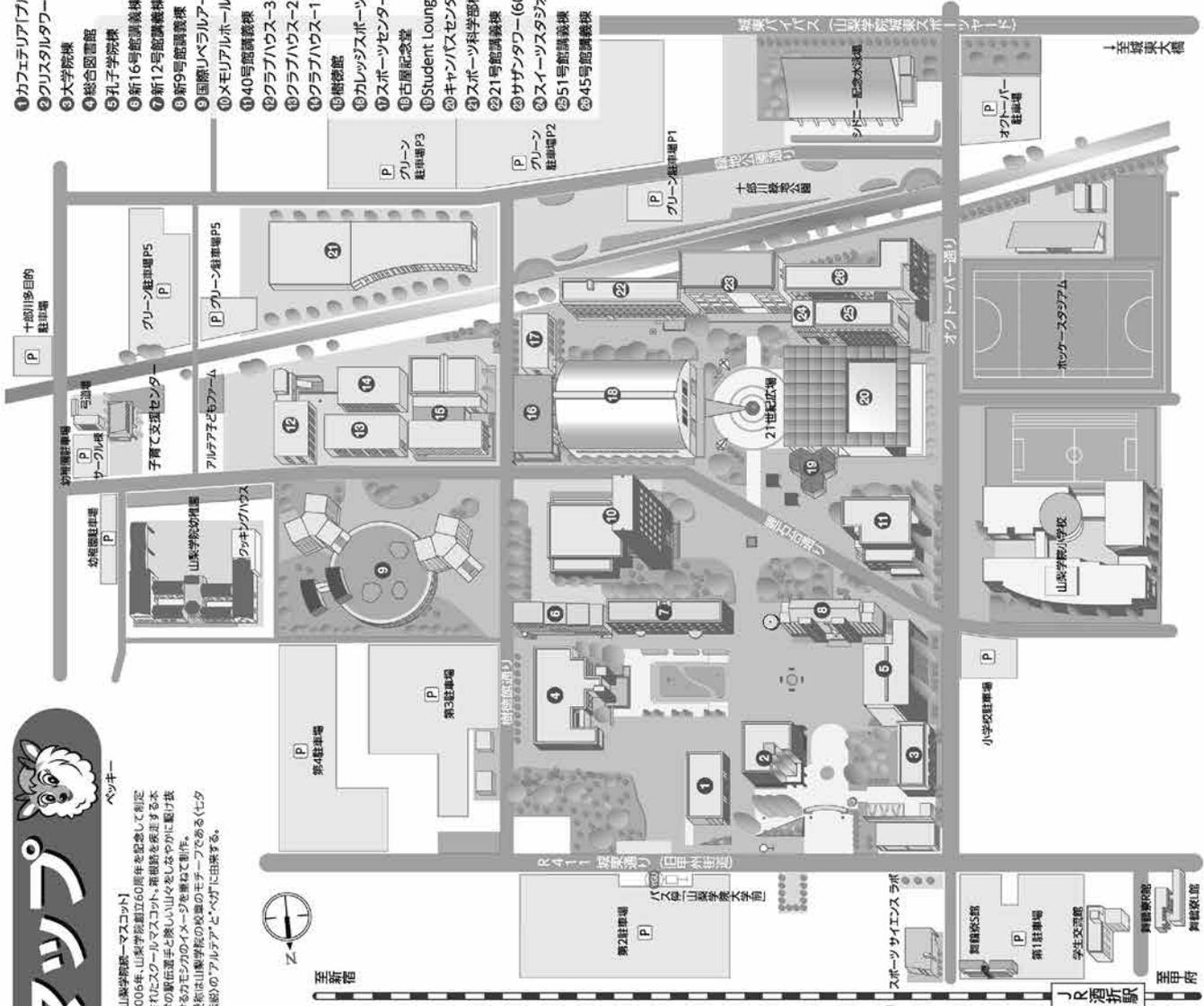
ベッキー

山梨学院マスコット



北
南

- ① カフェテリア「ブルシアンブルー」
- ② クリスタルタワー (50周年記念館)
- ③ 大学院棟
- ④ 総合図書館
- ⑤ 孔子学院棟
- ⑥ 新16号館講義棟
- ⑦ 新12号館講義棟
- ⑧ 新9号館講義棟
- ⑨ 国際レバノン・アラブ学センター
- ⑩ メモリアルホール (40周年記念館)
- ⑪ 40号館講義棟
- ⑫ クラバハウス-3
- ⑬ クラバハウス-2
- ⑭ クラバハウス-1
- ⑮ 樹徳館
- ⑯ カレッジスポーツセンター
- ⑰ スポーツセンター・アネックス
- ⑱ 古屋記念堂
- ⑳ Student Lounge "Y"
- ㉑ キャパスセンター棟
- ㉒ スポーツ科学部棟
- ㉓ 21号館講義棟
- ㉔ サザンタワー (60周年記念館)
- ㉕ スイーツスタジオ
- ㉖ 51号館講義棟
- ㉗ 45号館講義棟



グラウンド等所在地

- 川田 市民の森公園
- 陸上競技場 / 野球場 / 屋内練習場
甲府市川田町176
- 和戸 富士見サッカー場
甲府市和戸町627-3
- 和戸 ラグビー場
甲府市和戸町655
- 和戸 サッカー場
甲府市和戸町735
- 和戸 第2サッカー場
甲府市和戸町655
- 砂田 球場 / 砂田ツインソフトボール場
甲府市砂田町985
- 横根 2ニスタ場 / 横根ゴルフ練習場
甲府市横根町724

キャンパス所在地

- 山梨学院大学大学院
- 山梨学院大学
山梨学院短大
甲府市通折2-4-5
- 山梨学院高等学校
山梨学院中学校
甲府市通折3-3-1
- 山梨学院小学校
甲府市通折1-1-1
- 山梨学院幼稚園
甲府市通折2-8-1
- 山梨学院子育て支援センター
甲府市通折2-12-18

山梨学院



山梨学院大学大学院

〒400-8575 甲府市酒折2-4-5

TEL 055(224)1630